

平成21年第3回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成21年9月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年9月17日	9時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	散会	平成21年9月17日	14時50分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大 山 勝 代	出	8番	林 博 文	出
	2番	重 松 一 徳	出	9番	大 山 軍 太	出
	3番	後 藤 信 八	出	10番	松 石 信 男	出
	4番	鳥 飼 勝 美	出	11番	原 三 夫	出
	5番	片 山 一 儀	出	12番	平 田 通 男	出
	6番	品 川 義 則	出	13番	池 田 実	出
				14番	酒 井 恵 明	出
会議録署名議員	13番	池 田 実	1番	大 山 勝 代		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 古 賀 初 美		(書記) 毛 利 博 司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 税務住民課長 健康福祉課長	小 森 純 一 松 隈 亞旗人 大 石 実 小 野 龍 雄 安 永 靖 文 岩 坂 唯 宜	こども課長 農林環境課長 まちづくり推進課長 会計管理者 教育学習課長	内 山 敏 行 吉 浦 茂 樹 平 野 勉 高 木 英 文 毛 利 俊 治		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1	第52号議案	平成21年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2	第53号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3	第54号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4	第55号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 5	第56号議案	平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	第57号議案	平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	第58号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	第59号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	第60号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	第61号議案	平成20年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

～ 午前 9 時30分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
直ちに開議いたします。

日程第 1 第52号議案

議長（酒井恵明君）

日程第 1. 第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とし、本案
に対する質疑を行います。

まず、議案書の27ページをお開きください。

第 1 表 歳入歳出予算補正について。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、議案書の34ページをお開きください。よろしゅうございますか。

第 2 表 地方債補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、事項別明細書に入ります。3 ページをお開きください。

歳入、1 款 1 項 1 目、2 目。後藤議員。

3 番（後藤信八君）

3 ページの法人税のことですけれども、均等割額が8,480千円更正ということでありま
す。338社見込んでおったものが310社ということで、28社も対象法人が減っているとい
うことで説明でお伺いしましたけど、これ法人の事業の不振で税割額のほうが減ったりふえたり
するのはよくわかりますけれども、この均等割額のほう、法人数そのものが28社も、およそ
1割見込みより減ったということについてのですね、この半年余りの間の見込みの落差とし
て余りにもちょっと大きいというふうに思いますけれども、28社の概要というか、どうい
う業種とか、そういう状況がちょっとわかりましたら教えてください。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

御指摘のとおり、28社の減ということですが、まず、均等割の大きな減につきましては、9号法人が当初4社見込んでおりました。そのうち2社が分割をされました。この法人が3号法人で156千円の分に落ちております。それと、一番大きく減に生じておりますのが1号法人、要するに、均等割60千円の分でございますけれども、この分につきましては、町内にはいろんな業種がございます。例えば福岡に本社があってアパートの一室を借りて事業所を置かれている場合、そういう場合には事業が完了すれば撤退されると。それと、会社自体の縮小もあるかもしれませんが、基山から撤退されるというケースがほとんどでございます。地元の企業と申しまして、その分が廃止とか廃業とかというのはございません。主に先ほど申し上げました本社が別にありまして、アパートの一室なり、プレハブなり、そういうのもございますけれども、そういうふうなところで事業をなされている会社が撤退されているというのが主な要因でございます。

事業種別ではちょっと把握はいたしておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員、よろしゅうございますか。

ほかに。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

昨年来からの経済危機、非常に法人、大変厳しくて、新政権についても経済対策が早急に求められて、地方公共団体に対する財政事情も今後不透明感があるという中で、一番もう基山町の財政の基幹であります町民税ですね——に関しまして、先ほど後藤議員が言われましたように、338社から310社というふうな減少を見ているわけです。

資料の34ページをちょっと見ていただきたいと思いますけど、法人町民税に関してでございます。この中で、この事項別明細書には8,481千円の均等割の減というふうに書いてありますけど、この均等割の338社のうちの10,000千円の補正は△の10,000千円としてありますけど、この関係をちょっと教えてください。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

まことにこの資料が非常にわかりにくいというのは私もちょっと感じておりました。最終

的にこの資料をつくる時には、法人税割と均等割とまぜて一緒に混合して、最終的にマイナスの5,317千円の更正をお願いしたいということで、計算上で非常に申しわけございませんが、一個一個やっていくと事項別になりますけれども、計算ではこういうふうな計算になってしまうものですから、次回からはわかりやすい資料をつくっていきたいというふうに考えています。どうも済みませんでした。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

全くそのとおりだと思います。町民の人に見ていただいてわかるようにお願いします。

それと、その10,000千円の下に法人税の標準額が補正前は717,000千円、補正も同じ717,000千円ほど、補正後は14億円ぐらいになるとじゃないですか。所得法人税の法人標準額がふえているということは、これは税収が今の補正予算の倍以上になるんじゃないですか、この資料は。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

これも非常に不透明で申しわけございません。

実は補正後は717,429千円で間違いございませんが、従来がこういうふうな書き方をいたしておったものですから、今回もそのままかせていただいているということでございまして、補正後は変わりませんよという意味で今まで計上いたしておったところでございます。済みません。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これは説明する側の資料で、見られる町民なりですね、補正額がゼロと書いて、こっちに717と書くべきじゃないですか。資料の訂正をすぐしていただきたいと思います。議長、お取り計らいを。

議長（酒井恵明君）

はい、わかりました。

課長、それできますね。はいはい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次進みます。

1 款 2 項 1 目．固定資産税。ございますか。林議員。

8 番（林 博文君）

これは町税の固定資産税ですが、今、ちょっと資料によりますと35ページですね。21年6月の補正予算の編成の固定資産税の現年分、これは農地は確かに安いわけですが、農地以外というような形でここで420,000千円出ておりますが、これは宅地と法人ですね、法人関係の工場の敷地とか、そういうふうなものも全部この420,000千円の中の固定資産税の減というふうな形で評価が見直されていると思いますが、農地以外と言ったのは、工場の敷地、またけやき台とか、個人の住宅の土地、そういうのをさすわけですか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

はい、そのとおりでございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8 番（林 博文君）

そうすると、大体全国的に地価が安くなっておりますが、今まで、特に一番最後のけやき台の分譲関係では、新興住宅の中では一番バブルが高いときに分譲がなされて、固定資産税が大変高いというような意見も、基山は税金が高いねというように言われますが、1000分の1.4ですか、固定資産税については。この件についても見直すとか、そういうのはどういうふうな形で評価の減、家屋はずっと古くなっておるから、どちらかといえば家屋のほうが補正でずっとある程度下がっていくんじゃないかと思いますが、農地はずっと上がっていくばかりですので、その辺についての説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

全国的に土地の評価というのは下落傾向にございます。

ただ、中には今まで評価額は安かったというような理由で上がる場合もありますし、また、負担調整率の関係で税率とか上がる場合もあります。

ただ、農地の場合、22,882千円ですけれども、この場合については負担調整率、要するに、基本的に申しますと、評価額イコール課税標準額というのが大体の考え方でございますけれども、今までは評価額が急激に上がったということによりまして、課税標準額も同時に引き上げていくと大きな税負担になるということで、負担調整率という率を用いまして、徐々に課税していったという傾向にございます。その中で、負担調整率が非常に低かったところは少しずつ上げていくと。基本的に評価額の60%ですかね——に近づけていくという施策がとられております。ですから、農地につきましてはそういう関係が多いと。

それと、宅地等につきましては全般的に下落傾向が強いということで、下がったところもございますけれども、上がったところもございます。ということで、マイナスになっているということです。

それから、家屋につきましては、もちろんおっしゃるとおり、3年評価がえとなりますと低くなります。ただし、この場合は、昨年の進出企業とか、そういうふうな家屋等がございますので、その分で増になっているということでございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

そうすることで調整はある程度とってあるということですが、あえて農地にしても宅地にしても負担調整率、課税標準額から課税評価額、それは大体農地も宅地も60%ぐらいですか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

この場合、市街化調整区域と市街化区域はまた若干違います。ほとんど調整区域については課税標準額イコール課税評価額になっております。

ただ、市街化区域につきましては半分程度、これは政策上で6割になっております——に近づけるということになっております。

この評価の方法といたしましては、基山町に72カ所の基準点がございまして、つくってお
りまして、そこから土地、不動産鑑定士等による鑑定をお願いし、その中で価格を決定して
いくという方法をとっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。（発言する者あり）3回終わりました。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。

1款3項1目。

議長（酒井恵明君）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項1目。

議長（酒井恵明君）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。地方交付税です。後藤議員。

3番（後藤信八君）

地方交付税は確定で合計で889,000千円という、171,000千円の増でありますけど、これ普
通交付税は849,000千円、特別交付金のほうは40,000千円のまま、当初予算のままで手当て
しているようでありますけれども、こっちの部分は今回では変更も何もない、もうこれで確
定ということですかね。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

特別交付金に関しましては40,000千円で変わっておりません。まだ3月末になると思いません。

議長（酒井恵明君）

後藤議員、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

11款2項1目、負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款2項1目、3目、6目。ございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

これについて説明が前回なかったと思うんですけども、これもう一回説明してもらっていいですか。13款2項の1目、2目、3項目もついておる。

議長（酒井恵明君）

2目はございません。13款2項。

2番（重松一徳君）続

1目、3目ですね。6目も。これ前回の初日の説明のとき、このページを飛ばされていたんですよ。

議長（酒井恵明君）

説明はあったと思いますけど。

2番（重松一徳君）続

いや、なかったです。そのとき気づいたけれども、言いそびれて。

議長（酒井恵明君）

委員会のとを私は書いておるけん。じゃ説明を求めます。こども課長。

こども課長（内山敏行君）

13款2項1目2節の児童福祉費補助金のところで、子育て応援特別手当事務取扱交付金と子育て応援特別手当交付金をお願いしております。これについては、20年度の繰越事業で行いました子育て応援特別手当の21年度版ということで、10月1日を基準日として、幼稚園の年少、年中、年長さん、3歳、4歳、5歳に当たる子供さん方に対しての36千円の補助でございます。今回は平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子供さん。今回は第1子も含むと。前回は第2子以降ということでしたけれども、第1子以降も含むということで、その事務費の1,387千円と、基山の場合、365世帯401人分の36千円で14,436千円を補正という形で上げさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

順序が逆になって申しわけございません。

1節のほうでございます。地域生活支援事業費等補助金でございますが、これにつきましては、3款のほうで支出を予定しております日中一時支援、それから、医療支援等につきましては、夏休み等に利用していただくような状況がございますので、非常に多くなっております。その関係で補助金も一緒に伴って追加をお願いいたしております。国につきましては2分の1、県につきましては4分の1の補助ということで、国保につきましては2分の1の補助の分を計上させていただいております。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

13款2項3目、土木費国庫補助金の道路事業費国庫補助金20,500千円についてでございますが、橋梁、これ橋ですね——の長寿命化修繕計画策定事業補助金で11,000千円の2分の1の5,500千円、それから、地方道事業費補助、舗装補修でございますけれども、30,000千円

の2分の1の15,000千円、合計20,500千円でございます。

この地方道事業費補助、この舗装補修は以前は補助はありませんでしたので、町単独で行っていた分ですけれども、2分の1の補助が今回ありましたので、計上をさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

それでは、6目でございます。農林水産業費国庫補助金でございますが、美しい森林づくり基盤整備交付金ということで29,696千円今回お願いをしておりますが、これは歳出の6款2項2目に13節と15節お願いしております。今回、林道の災害が起きておりますけれども、これを含めたところの改良事業にこの美しい森林づくり基盤整備交付金を充てるということで、国のほうから2分の1、今のところ事業対象費は60,000千円ということになっています。その2の1ということで今回予算を上げさせていただいております。

あと、これ以外に交付金ということで、残りに対しての90%が交付金ということで今のところなっていますが、これはまだ正式な内示は受けておりません。今のところ国庫補助金の2分の1ということで予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次行きます。

13ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

同じく14款2項1目、2目、8目、9目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

16款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款2項1目、2目、4目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

18款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

19款4項2目、4目。20ページ全部です。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これは総務課長御存じのとおり、昨年9月に温浴施設ができるということで、町長初め、華々しく打ち上げられた件であると思っております。

今回は、これは文化財関係で直接文化財担当ですけど、私がお聞きしたいのは、あれからちょうど1年たちまして、歳入予算はどうかされました。

今後、この文化財としての温浴施設の件だと思いますけど、これにつきましての町としての考えですね。一つは、文化財今やって、今度予算つけてされますよね。今後のスケジュールとしては、きのうからもあっておりますように、地元対策、いろんな地元の影響があると思っておりますけど、地元の説明会がいつなのか。そのスケジュールですね。どういうふうにするのか。基山町は全く関与しなくてされるのか。この土地は賃貸借でされるのか、売買としてされるのか。売買契約はいつごろされるのか。

それと、県の温泉審議会等に諮らなければならないと思っておりますけれども、そういうクリアは業者のほうでされると思いますが、基山町としての、私たちは迷惑施設とは言いたくあ

りません。非常に利用していいことだと思いますけど、この温泉施設ができるということは、基山町の財政にとってもいいと思いますし、私は賃貸借じゃなくても、売買契約をして、売られてから向こうの責任でされたほうが経営もいいと思いますし、町の固定資産とか、その辺にもメリットはあると思いますけど、私は個人的には、賃貸借よりも、売買契約のほうに進んでいただきたいと思いますが、それはまた町長の契約のほうになると思いますけど、私が一番心配するのは、温浴施設ができて下水路の問題、一応解決されたというふうな話も聞いていますが、この地元対策といいますか、極端な話、ボーリングすれば水が出ないんじゃないかとか、そういう面で、町のほうはそれに関与されるのか、全く業者任せにされるのか、その辺のスケジュール等もあわせてお伺いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

温浴施設の件でございますけれども、私たちが今聞いているのは、一応スケジュール表を出していただいております。ただ、それに伴う設計がまだできていないということを聞いております。どういった施設にするのかというのができていないから、最終的にまだはっきりはしておりませんが、向こうのスケジュールでいきますと、地元の説明会は11月の中旬ごろに行いたいと（「ことし」と呼ぶ者あり）ことしということをおっしゃっております。

それと、まず都市計画法の32条の申請が11月からですね、向こうのあれによりますと、来年の1月の中旬ごろにかけてしたいと。だから、それに合わせて11月の中旬ごろに地元の説明をしたいと。そして、温泉のボーリングは予定としましては3月下旬から4月上旬（「来年の」と呼ぶ者あり）はい、来年の。それに掘っていききたいと、ボーリングをしていききたいと。そして竣工といいますか、それに合わせて建設は4月ぐらいからボーリングと並行して行って、開設といいますか、事業開始が一応22年度中にできればということをお聞きしております。

それと、町のかかわり合いでございますけれども、事業本体は民間でございますので、そちらが主体になると思いますけれども、例えばいつ説明会をするとか、地元とのそういった取り次ぎはしなくてはいけないかと思っております。

売買は、ちょっとまだそういった計画ができておりませんので、向こうの計画としては、買っていいということで向こうが言われていましたので、町としては、先ほど鳥飼議員が

言いましたように、後のことといたしますか、いろいろ考えますと、賃貸よりも売買のほうが有益だろうと。先ほど言われますように、固定資産税等も入ってきますので、そういうことで今進めているところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

いや、もう1点答弁が、課長、地元対策に町の関与があるのかと。（「言いました」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

いろんな事業があります。今度の場合、民間主導型の事業と思います。行政がやるといいですけど、一番の問題というのは、やはり地元との調整というのが行政の皆さん方の一番大事なところだと思います。これは一番最初が肝心でございますので、ボタンのかけ違いとかありますので、いろんな問題があります。それで、あれをつくってよかったなど、地元の人、町内の人からも喜ばれるような施設を私はつくっていただきたい。それにはやはり地元の理解が必要だと思いますので、一番最初が必要でございますので、説明会とか、いろんな面について、ひとつ行政側としても、おれは売ったから知らんばいじゃなくて、そのほうはよろしくお願いしまして、質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。林議員。

8番（林 博文君）

大変よその市町村はこの前の創生事業の1億円でよくこの温泉施設なんかをつくられて、基山も本当は憩の家ぐらいに温泉でも掘られて、団塊の世代の憩いの場所というような形が欲しいなというような形で前々からよく言われておったわけですが、今回、こういうふうな温浴施設が、たまたま基山の鳥栖市に近い弥生が丘ですが、そこでされるということですが、先ほどから出ておりましたように、この三ヶ敷の発掘調査の受託事業についても、この2,500千円というのは業者が支払われるものと思いますが、その点が1点と、契約の中に、場合によっては温泉が出なかった場合、それはまた返還するとか、そういうものの契約をされるつもりですか。私はもうさっき鳥飼議員も言われたように、売買でもう向こうに渡したほうが、あと大変事業内容にしてももうかりよっちゃら、もうかりよらんちゃら、いつ撤退すっちゃらうというようなことも心配せにゃいかんですから、よければ、私は売ることを前提として、

ここの近くの人が農地の方もたくさんおられると思いますが、それについては売買に個人でも当たられると思います。そういうふうなことで、心配よりか、町がこの土地を売るということになれば、例えば温泉施設が出なくなっても、そのまま引き上げるというような形で戻すということのような契約はされないでしょうね。その点、2点お願いします。

議長（酒井恵明君）

林議員、今質問の中で、売買で農地もあろうと思いますがという表現があったと思いますが、それは一切ない。（「ないわけですか」と呼ぶ者あり）ないです。

8番（林 博文君）続

あの近くにですね、ちょっと言うなら、ここの基山町だけの土地だけでは足らん場合があるわけですよ。

議長（酒井恵明君）

いや、答弁させます。（「そうですか」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

私たちが聞いているのは、基山町所有の土地だけと聞いております。そのほかは聞いておりません。（「例えば、道路のつけかえだとか、いろいろあるようです」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

道路予定地のところは当然売られませんので、そこは賃貸になると思っております。

議長（酒井恵明君）

挙手して質問してください。教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

三ヶ敷遺跡の発掘調査の受託事業の2,500千円については受託を申し込んでおります業者が支払って、うちのほうに入金というか、収入が入ってくるようになります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

総務課長、湯がもし出なかった場合の質問がありましたよ。総務課長。

総務課長（大石 実君）

湯が出なかったという、ちょっと相手とも話していたんですけども、温泉が出ないとい

うことはないということをちょっと聞いております。掘れば——掘ればというのは、深く掘ればある程度出るということを聞いております。ただ、どのくらい掘ったら出るかというのはわからないそうです。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

大分文化財発掘予算からずれているようですが、ずれていることを承知でお願いをしたいことが1つあります。

これは町長に質問なんですけれども、地元説明会をされるということは、今まで見てみると、地元だけにしわ寄せを、地元がどの範囲かということも検証されないで、例えばけやき台ならけやき台を地元だと考えられている節はたくさんあります。

お願いはですね、要するに、そういう事業、行事は議員には通知をしていただけないかということであります。非常に議員がいろんな点で地元という意識が非常に強い。そうじゃなくて、町の全般にかかわることであれば、ちゃんと議員にはこういう説明会をするよ、こういうシンポジウムをやるよとかいう通知をやっぱり行政のほうからしてもらうことが、いろんな開かれた議会につながっていくことですし、そのところをぜひ御検討いただきたいというか、実行していただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

まさに地元という言葉はよく使われますけれども、本当にどこまでが地元なのかというようなことはちょっと疑問なところがございますし、それから、そういう中で、これから先、説明会というのはやっぱり重要になってくると思います。そうした中で、議員さん方への案内、通知というようなこと、これはやっぱりある面必要かと。地元の範囲のことにもよりますけれども、必要な部分もあろうかと思っておりますので、そのまた範囲、あるいは通知というようなことで検討はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

町長にとって地元というのは基山町ですよ。議員にとっても地元というのは基山町なんですよ。その認識を持っていただきたい。

これからは一々65円の切手を張らなくたって、議員さん皆携帯を持ってあるんですから、携帯で連絡をするというやり方だってあるわけですね。メールでもってやるというやり方がある。時代に沿って変えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。その件は議長も申し入れをさせていただいておりますので、多分執行部はそうしてくださると私は信じております。平田議員。

12番（平田通男君）

今の件に関してですが、町長はよくわからないとおっしゃったけど、地元というのは、その地域、住んでいるところが地元ですよ。国会議員が地元と言ったら国全部ですか。今の考え方からいくとね、片山議員の考え方からいくと、地元議員と言ったら基山町全部じゃないかと。国会議員の地元はどこですか。じゃ日本でしょう、当然。そこに住んでいる地域に関係ある事項について町会議員として出るということについては、それはやぶさかではないけれども、基山町全体のことにほかの区の中にある地元の議員が出ることが普通じゃないですか。これは私の意見。だから、もう反論しなくていいから、私の意見として申し上げておきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。

19款5項3目。重松議員。

2番（重松一徳君）

少し教えてもらいたいんですけども、存目の雑入でシンポジウム助成金ということで1,000千円組まれて、これ歳出で4款のほうで組まれていますけれども、助成金をこの雑入で取り扱う、ちょっとそれがわからないんですけども、これもう少し詳しく説明をお願い

できますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

この内容につきましては、宝くじ助成金を利用させていただくということで、自治総合センターからの助成金になっておりますけど、特に国庫とか、県とか、そういういわゆるひもつきのような財源ではなく、限られた特定の財源でございますので、雑入のほうで上げさせていただきますいております。

ちなみに、この助成に対してはいろいろな条件がございまして、うちのほうで今回予定いたしております子育て関係のシンポジウムにつきまして採用されたということで計上させていただきますいておりますが、必ずしも毎回毎回採用されるかどうかというのはわかっておりませんし、こういう場合につきましては、決まりました時点で一応雑入として今までも計上させていただきますいております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分過年度返還金で10,000千円の追加になっておりますけど、これは介護保険の負担金の20年度の決算に基づく返還金ということになるんですかね。

教えていただきたいのは、鳥栖地区広域の介護保険の決算を見ますと、ここ数年、介護保険がずっと黒字になっておりますが、剰余金が出ているという形になっておりますけれども、20年度の鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険の決算について、今現在でわかっていることがありましたら教えていただきたいんですが。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、返還金でございますが、これは毎年精算させていただきまして、いわゆる市町村負担分を各構成団体で支出をいたしております。当然その中の事務費と人件費と、そういうの

が含まっておりますが、その市町村負担分の毎年決算を出しまして、それで余剰金が生じた場合は返還をするという形で計上させていただいております。

ただ、介護保険の事業に関しましては、御指摘のとおり、黒字といたしますか、現在のところ赤字という形にはなっておりません。ただ、詳しい内容につきましては、ちょっと介護保険課のほうでいろいろと行っておりますので、申しわけありません。ちょっと手元に私が今持っておりませんが、20年度分につきましては御指摘のとおりでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

多分20年度決算はもう広域では出しているんですか。出ていますね。情報公開でその分のあれを出して、そこによく決算書を配付していただいておりますけれども、資料を公開していただいておりますけど、それはいけません。広域の決算書ですよ。

議長（酒井恵明君）

控室のテレビの下に置いております。ごらんください。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次へ行きます

20款1項1目、2目、4目、5目。22ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、歳出行きます。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目、3目まで行きます。片山議員。

5番（片山一儀君）

2款1項1目13節、男女共同参画意識調査業務委託料、これをなぜ上げられるんですかね。

この前、同僚議員から委託料という話がありました。私が計算しただけで、これは3月にあったんですが、当初予算で560,000千円あります。その中で、私がみずから自分でやればよいと思う金額が18,000千円あります。これは国土利用計画でもそうですよね。3,000千円上がっていますね。町長、これ税金の無駄遣いじゃないですか。これは同僚議員もありましたが、これずうっと積み重ねていくんですよ。毎年毎年税金の無駄遣いされる。国民保護計画があるときに、県の防災課に「これ町につくらせるの」と言ったら、「いや、枠組みつくってありますから簡単にできるんですと言って、これは総務課でつくられた。でもお粗末です。お粗末でもいいです。始めないと、いつまでたってもこの税金の無駄遣いは直らない。最初は幼稚な作文でもだんだんうまくなると、中学になって文学作品でも科学論文でも書けるようになるんです。今始めなかったら、代々ずうっと基山町の続く限りこういう無駄なお金が使われていくんですね。これは自分の金じゃないもんだからこうなるんだと思うんですよ、税金だから。自分だったら何とかして自分でやろうとするじゃないですか。小さな家を修理するときは自分でやろうとするじゃないですか。できないところは委託をする。自分でできることをやらない。これは課長さん方はどうやって仕事されるのか。いや、これは課長、係長につくらせればいいんです。そうすると課長はおか目八目でいろんなことに気づきます。

必要だったら今回、26日、私ここで計画の作成について4時間、基山町で講義しますから、よかったら来てください。このお金をずうっと何の反省もなく、今までつくられていないからできないと思っている。皆さんにはできるんですよ、お金を使わなくても。私は今、課長だったら全部できると思います。私も20代からたたかれてできるようになった。それが完全ではないかもわからん。でも、今始めなかったら、ずうっと毎年何億円という駄金がそのまま消えていくんです。町長、御見解をお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

委託料については再三議論が出るところでございます。確かに委託料という名目のもとでは6億円近い、5億七、八千万円ぐらいあると思います。しかしながら、その大半はいわゆるやはり委託をしなきゃいかんと。この前も申しましたけれども、業務委託、パソコンの管理とか、いろんな精査とか、そういう面がほとんどだと思います。18,000千円でございますか、それが項目が何かというのはちょっとわかりませんが、私ども思いますのは、今

度いわゆる策定計画というような委託というのは4,000千円かそこら、四、五百万円ぐらいなのかなという感じがいたしておりますけれども、その辺の項目というのはまた精査したいと思います。しかしながら、そうそう余計じゃないということをひとつ申し上げておきたいと思えます。

それから、本当にやらなきゃ勉強にならないという、勉強のためにやること自体が必要なんだというようなことでございますけれども、それに関しましては確かにそうかもしれないなというふうには私も感じます。

ただ、本当にそれだけでいいのか、やっぱりしっかりしたやつをつくりたいとか、それから、中ではこの男女共同参画のこの八十何万円かですね、これもできるだけ抑えたところで、これはアンケートなり何なりというような、そういうことで、そのほかの部分は職員で、あるいはこれ推進協議会というのがあるはずでございますけれども、そこでやると。そしてその中で、ここの部分は業者に委託したほうがいいだろうというのがこの八十数万円だというふうに私は認識しております。そういうことでございますので、その辺の議論、どこまで本当に委託が許されるのか、そしてどこまでが自分たちでやって勉強していくのか。結果どうこうじゃなくても、勉強と言われればまさにそうでございますもんですから、その辺のところはまたこれからもまたシビアに私どももとらえて考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

町長に決断していただかないと、今、自民党から何で民主党に変わったんですか。部内のいろんな無駄を省こうと、住民主体に変えていこうとしている時期ですよ。これをクロス分析やってください、クロス分析をね。分析手法はいっぱいあるんですよ。分析をしないと次の計画はつくれん。もう計画自体流れることになっているからですね。委託することになっているから、それが当たり前。

まず、役場で見ていると、何か事業をやると、すぐどこの委託先かな、どんな委託先があるか探している、係長クラスが。町長はこれはやるんだと、自分でつくるんだと、自分のことは自分で考えるんだという私は決心だと思うんですね、今も。今、私が18,000千円と言ったのは、この中で計画とか、そういうこと以外で入れたのは、ピックアップしたときは児童

公園の点検だけです。点検工事は自分でやればいいと思ったから、それ入れたんですけどね。それが入って、あとは文書作成とか、そういう形だけです。確かに小さな地方自治体ではできないことがたくさんあります。できない理由が1つある。技術的にできない。そしてもう1つは効率的にできない。例えば測量設計は福岡市だったら雇っています。法律相談も雇っています。365日仕事があるからです。基山町でそういう人間を雇ったら、そんなに仕事ありませんから、これはそのときだけ委託するというやり方はあると思います。計画作成だとか、そういうことは町長の一言で、行政改革、財政改革と言われたら、これは一番先にやれることなんです。今持っている力を使わないと。課長方はもっと力を使わないといけない。

議長（酒井恵明君）

片山議員、委託に関しては、片山議員のせんだっての一般質問でもなさっておられるから、私は執行部は十分わかまえてあるというふうに信じていますので、今後は、今おっしゃることを念頭に置きながら、極力自分たちでできる範囲のものは自分たちですするという方向でやっていただきますようにお願いします。

5番（片山一儀君）続

鳥飼議員がおれに振らないでくれとおっしゃったもので、自分からお断りになったら要らないですよ。町道をどうするかという話ですから、町長の今の答え聞いたら、そういうふうになっていないでしょう。

議長（酒井恵明君）

この議案はですね、819千円に対してのですね……

5番（片山一儀君）続

委託料そのものと私は言っているんですよ。自覚もありますけど。委託料そのものなんです。今始めないと、「隗より始めよ」。私、基山町に必要なのは、今必要なのは何か。検索です。検索が必要だと思っています。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

22節の賠償金の10千円でどういう意味でしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

これにつきましては、町制70周年の記念式典のときに、1人町民会館の前で階段を踏み外されてけがされた分でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

結局、施設の瑕疵といいますか、町の賠償責任があるということで、この歳出に入ると思っております。10千円ですね。

この予算の方法ですけど、私が一般質問で専決処分を言いました。これは、こういうものこそ本当の専決なんです。これは地方自治法第180条によって、ちょっとそこに例規集持っておりますか。私は持っておりますけど、第180条によって、基山町長が議会から専決処分をしていいですよという条例があるんですよ。だから、そういうのをこの6月、9月まで待って払うよりも、これこそ本当の町長が常時それを定める専決処分として執行して、見舞い金を一刻も早く払うという制度がありますからですね。それで違うことはしなくて、反対になっておるようですので、こういうのはこういう賠償責任があるとか、そういう性格のものは、議会から町長が恐らく500千円以下か、50千円かと思えますけど、委任された事項がありますので、それによって早く賠償金を払って、一日も早くこういうのは町長の専決処分ですていただきたいと思えます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

13節の男女共同参画意識調査業務委託料についてですけれども、6月議会でこれ通信運搬費ということで、男女共同参画のアンケートをとるとということで220千円補正を組まれたわけですけれども、アンケート自体は町がとると。そして、このアンケートをもとにした男女共同参画意識調査の業務を委託するという形だろうと思うんですね。そうすると、きのうも言いましたけれども、国土調査も今基山町が市民を対象にとられていると。それも結局、通信費も町がすると。そしてまた、業務委託でこのアンケートをもとにされるんだろうと思

ますね。だから、もしするんだったら、もうこれはそういう企画段階から、アンケートをとるのには、これはアンケートの内容はですよ、これは基山町が独自でつくられたんじゃないんですか。だから、前日も6月議会で運搬費で220千円組まれてからこれされていますけれども、もし本当に意識調査を業務でしようと思えばですよ、そのアンケートの内容から含めてこれは委託業務しておかないとまずいんじゃないですか。どうでしょう。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

アンケートにつきましては、確かに基山町といいますか、男女共同参画策定委員会のほうで検討していただいて、アンケートですから、ほかの市町村の幾つか参考例といたしまして、それを検討していただいて、それに基づいてアンケートの内容を決めております、基山で独自。それに基づいて、その中で委員さんの中で検討していただいて、この分析については専門家にお願いしたほうがいいだろうということで、こういうふうに委託料を組む次第になっております。

それと、アバンセのほうにもこういった男女共同参画のあれがございますので、そこにも意見としてどうしたほうがいいだろうかということ进行分析の件を聞いたら、それは専門家にお願いしたほうがいいだろうという意見等も聞いて、そういうふうに今回お願いをしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

だから、専門家に意識調査含めてから、これは分析も含めてしてもらおうというんだったら、アンケートを作成する段階にですよ、この専門家の意見を聞いてしないと、私は国土利用計画の今アンケートとっている内容を見せてもらったんですけども、あのアンケートが必ずしも今からの国土利用計画に役に立つとは余り思わないんですね。ただ、全般的な今の現状なんかを把握することは当然できると思いますけれども。だから、これについてもそうだけれども、こういうふうに専門業者に最終的には頼まなければならないと、分析含めてというんだったら、アンケートをとる段階から、もう専門家にアドバイザー的な意見も聞きながらしたほうがよりよくできるのかなというふうに思うだけで、この辺今からの改善含めて、

ぜひしていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

同じところですね。委託料の中で、職員採用作文試験審査委託料というのを組んでありますが、こんなことを委託しなくちゃいけないんですかね。職員採用の作文の審査をするだけの能力のある人はたくさんおるでしょうもん。何でこんなのを組むんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

以前は庁内の審査員でしてございましたけれども、なるべく公平を期するために、第三者に委託したほうがいいたろうということで委託をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

同じことですね。例えば教育長なり、あるいは教育委員長なり、そういう優秀な人がたくさんおるわけですよ。じゃ、その人がしたら公平じゃないんですか。安易に簡単にね、金額は少ないけれども、委託料という形で組んでいく、そういう姿勢が私は問題だと思う。採用試験するときは毎年これ組むんですよ。大した金じゃないから組んだというんじゃないんでしょう。公平性でしょう。基山町の教育長なり、あるいは教育委員の中にはそういう有能な人がいるわけだから、それしてもらったら公平じゃないんですか。だから、私が言っているのは姿勢の問題ですよ。委託料に関する取り組む姿勢の問題。あなたは公平性と言われたけど、公平性だったら、あるいは能力だったら、そんなの何人でもいるよ。私は再考してもらいたいと思います。

答弁要りません。じゃしてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

確かに平田議員の意見も一理あると思いますけれども、私が公平と言ったのは、基山町に地縁、血縁のない方ということで、そういう観点から委託したほうがより公平になるのではないかということで委託をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

同じ質問しようと思ったら、平田議員のほうから出たんですけれども、確かに職員さんについてはちまたにいろんな話があります。それが職員のレベルを下げたんじゃないかという話まで聞こえてきます。ですから、公正ということについてはいいんですね。

しかしながら、事面接とかなんかをまたやられたら、試験は全部そういう第三者試験をやられるんだと思います。ただし、作文等では論理構成がどうなっているのか、誤字脱字があるのか、字の書き方はどうなのか、こういうことは非常に大事なんですね。みずからチェックしなきゃいけない。できることなんじゃないですか。そういう資料を集めて2次試験なりか3次試験かわかりませんが、採用試験の最終は第三者でやりますよと。公平、公正にやりますよと。これだったら話はわかる。

でも、これだけを今、同僚議員がおっしゃったように、余り安易に何でもかんでも委託という話が先に進んでしまっているんじゃないか。試験の中で作文というのは一番大事なんです。論文と作文が一番大事な試験なんですよ。知識試験じゃありません。その人の考え方なり、論理構成の全部の試験ですから、その評価はやっぱり第三者の意見を聞くことは大事ですけれども、みずからやるという意識、最終的には意見書をつけて第三者に評価していただきます。これで公正が保てるんじゃないですか。

議長（酒井恵明君）

答弁。町長。

町長（小森純一君）

その辺に関しましては、いろいろやっぱり総務課長言いますように、考え方もあろうかと思えます。確かに公平性、あるいは透明性、それから、我々公務員の考え方だけじゃない、民間の方の見方というような面もあろうかというふうにも思えます。

それから、これは以前は確かにこちらのほうでやっておったということでございますけれ

ども、やはり今申しますようないろんなこともありますので、ひとつこれはもう委託というか、審査を委託したほうがいいだろうというようなことでここやっておるようなわけでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

そうすると、今度2次試験か3次かわかりませんが、これは第三者でおやりになるわけですね。採用試験は公平にするためだったら、第三者による試験官をつくるというか、編成するというか、そういうことをやられるんですかね。

議長（酒井恵明君）

総務課長、手順を説明してください。総務課長。

総務課長（大石 実君）

まず、最初に統一試験がありまして、それに大体1人につき3人ぐらいは向こうから上位者が来ます。その上位者について、先ほど言いましたように、2次試験で面接、私と町長、それから教育長、それから県の総合事務組合から事務局長さんを他からということで1名お呼びしまして面接試験をします。2次試験ですね。それと、この作文の試験です。それと、一応クレペリン検査と申しますか、それを総合的に判断して採用しております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

試験制度が2次試験までという話ですが、裏方で1次は通るんだ。2次がいろいろあるんだよという話なんですね。それを公平性を言われるのであれば、今、町長が教育長とか総務課長とかいう話じゃなくて、第三者と。私はこの前、指定管理者制度は密室制度でしたから、評価がですね。その反省も兼ねて変えてきたのかなと思ったら、そうでもないみたいです。要するに、筋をきちっと通さない、公正であれば、さらには公正を通さないということです。

今言ったように、論文というのは一番大事な試験で、その論理構成なり、誤字脱字があるのか、字の書き方はどうなのかによっていろいろ出てくる。その性格も出てきます。クレペリンも出てきますね。いろんな心理テストあります。心理テストも出てきます。でも、一番

簡単に見えるのは手書きの論文なり作文なんですよ。一番大事なところ。もし公正言うんだったら、全部すべて公正でばっと通さないといけないじゃないですか、最後の試験まで。

公務員の特質があるとおっしゃる。私も元公務員ですけども、あなた公務員かと言われるのを誇りとしています。町長も5年ぐらいで公務員になるとは思いませんけどですね。そういうところでは、公務員じゃない体質もやっぱり大事だと思いますけれども、そういうことは通してください。通すのであれば、公正であれば構わないです。通してくださいということをお願いして、終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、2款1項4目、5目、6目。25ページですね。26ページに14節、19節がかかっております。片山議員。

5番（片山一儀君）

2款1項6目13節。委託料ですね。これも委託料ですけども、基幹情報システム業務委託料、これは入札なんですか、それともこれは負担金なんですかね。どういう形なんですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

これは広域電算をやって、その電算についてオープン化システムの構築をやっておりますけれども、パッケージで通常のシステムを今整えている形ですけども、そのパッケージの中に入っていないものを今回広域の中で協議をしまして、協議の中で統一するもの、固定資産税関係については他の市町村との広域関係でここまでのレベルで仕上げましょうというのがパッケージの中に入っていない分をプラスアルファ分、それから、特に今回の部分で重点絞っておりますのは、コンビニ収納という新たな部分が全く含まれておりませんので、この部分については、行政サービスの中でコンビニ収納というのがもう大半のところで行われているということと、その部分を新たな構築を築くということで、これは広域電算関係で組織しております団体の中で協議して確定した部分と、基山町独自でこの部分を今回パッケージ以

外の部分を新たに構築したほうがいだろうということで、今回、そのカスタマーズ分についてお願いしている分でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今話を聞くと、システムじゃないですね、ソフトの面がたくさんありますね。それは、しかも広域のやつだったら負担金なんじゃないですかね。

それから、自分のところで頼むんだったら委託かもわからないけれども、そこらあたりがどうかということと、それから、今、私の塾生にハードの販売をやっているの、ソフトの開発をやっているのがいるんですけれども、一番わからないんですよ、この評価。入札方式、それが妥当性があるかどうかというので評価しないと、一番今もうけ口があるのがソフト会社です。だから、日本のはだめだからって、今、韓国のソフト会社は日本にどんどん入ってきています。佐賀電算センターじゃなくて、あそこにある佐賀コンピューターですかね。そこあたりも開発して出していますけれども、今、韓国あたりから押されていますよね。そういう評価を入札かどうかを教えてくださいたいんですが、その評価をどういう形でされているのか、その能力が基山町にあるのかどうか、教えてください。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

これは先ほど言いましたように、広域電算で進めておりました電算の部分を、今回、アウトソーシングするということで業務をスタートさせております。これが平成18年9月に1市4町による電算業務運営に関する基本方針を出しまして、アウトソーシングの移行を行っていくということで、これは1市4町の合意事項として今後進めていくということでいたしております。それで、平成19年10月に鳥栖市電算システムの最適化計画というのを鳥栖市のほうがつくっております、その説明を受けながら、今後、広域電算の扱いをどういうふうにしていくかということで最適化計画に合わせた業務運営協議会というのを組織しまして、広域の中でそういった組織をつくりまして、今後、電算のシステム化を行っていくという形で進めております。その中で1市4町として業者の詳細計画その2、それから、電算システム管理運営業務委託のこういった形で委託していこうかというところを協議しながら業者の

選定を行っております。それを広域電算の中で入札を行うということで協議しまして、各業者の選定を行っております。そういう中で、広域電算の業務を行ってございました業者のほう
が金額的には一番安かったということ、それから、オープン化システムに移行するためには、
やっぱりどうしても安全性を保たねばならないということで、最終的に判断されて広域電算
を管理してございました業者で確定いたしております。その項目につきましては、1市4町が
合意しまして、今後、アウトソーシングを行っていくということで、現在までそれを進めて
基本系システムの移行を行っております。

それで、今回お願いしております分は、その中のシステムの中に取り入れられていない部
分を新たに加えたいということで、今回お願いしている分でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今一番聞きたかったことが最後に出てきたんですね。組合というか、1市3町でやってい
るやつはいろいろあるわけですが、基山町で特別お願いしたりする業者ですね、その選定は
どうなっておるかとか聞きたかったんですが、1市3町でやっているやつに、そのまま乗っか
ったんだというふうな理解だと思います。

1市3町で使っているシステムのチャートを資料要求させていただきたいと思います。よ
ろしくお願いします。（「チャートて何ね」と呼ぶ者あり） 図。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長わかりますか。できる。（「企画調整室と書いてあるでしょう。だから、こ
れはこの次でいいですから、準備してください」と呼ぶ者あり）またここでじっくりそれは
協議してください。重松議員。

2番（重松一徳君）

6目の企画費の1節の報酬の関係、きのう議論した部分でもあるんですけども、3月の
予算の段階でこれが出されて、そして同じ6目のデマンドタクシーの試験運行をするとい
うことだったら、1年間期間がありますのでわかるわけですけども、この9月の補正予算に
出されて、本年度でこれをやるということでは、実質6カ月分なくなるというふうな形で
これされるわけでしょうけれども、この県のほうの肝入りというのもあって説明がされてい
ましたけれども、一つは、この委員の報酬の200千円の内訳についてと、試験運行の委託をし

て、この本年度中の流れですね。どのような流れで試験運行を行うのかというのを、きのうの段階ではちょっと説明が私認識不足でありますので、もう一回説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

これ地域公共交通会議委員の報酬200千円の内訳でございますけど、まず、昨日も申し上げましたけれども、地域交通支援モデル事業によりますこのタクシー相乗り事業の試験運行に関するものでございます。それで、まず地域公共交通会議の会議、会議の会議ですね。これは一応5,700円の10人の2回の114千円、それと、その委員の中からまた幹事を出していただくということで、その幹事会での分が5,700円の5人の3回の85,500円ということで、200千円を計上させていただいております。

それと、流れでございますけれども、まず、県のほうで今現在、この佐賀県地域交通支援モデル事業について申請をいたしております。事業採択の申請を出しております、一応まだ正式には来ておりませんが、内示がっております。これは正式な書類が参りましたら、まず、陸運局にこの事業についての申請をすることになります。タクシー相乗り事業でございますので、当然タクシー会社にこの事業の協力をお願いすることになります。そして事前準備をしまいたして、大まかなこととなりますけれども、例えば事前準備としては、昨日も申しましたように、2回実験をしようと考えています。だから、最初1回目は65歳以上の町民の方を対象にすると。そして2回目は町民全体を対象にしてみるということで、そういう具体的な利用者の登録とか、利用区域の設定、それから、相乗りタクシー運行の方法等を事業者と、それと県と協議をして決めていかなければならないと思います。

昨日も申しましたように、ただ、自宅からどこでもいいということじゃございませんで、やはり自宅から町が登録をする登録地といいますか、例えば駅とか、役場とか、憩の家とか、それとか金融機関とか、そういう幾つかを登録地として決めて、そして自宅からそこまで行く、そしてまたそこから自宅のほうへ乗るという方法でしようと思っております。

そういった中で、また住民等から要望等もいろいろ出てくると思いますから、そういうことも含めて本格導入ができるようにしていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

今言われたのは、半年間で行うとなれば大変強化スケジュールかなと。まず、この会議の委員を決めて、それから最初に2回行って、その後、幹事会を3回行ってと。そしてこれを決めて、その後、県のほうへ申請して、陸運局へ申請してと。その後、タクシー会社と協力して、65歳以上と全体と2回行うと。大変ハードスケジュールになるのかなというふうにちょっと思ったりもしますし、先ほど言われましたように、この計画が県のほうは失敗しないでくださいよというふうな言い方もされているし、きのうの会議にも出ていましたけれども、基山町の公共交通機関をどのようにするのかという、全体の枠組みの中で循環バスの問題にもこれ大きく影響してくるというのをですね、半年間でこういう強行スケジュールというのもちょっと大変心配もしますけれども、これ大丈夫ですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

確かにおっしゃいますように、非常にハードスケジュールであると思っています。

ただ、この結果は、この単年度で出すことはちょっと無理かもしれません。だから、翌年度にまたがっていくことも当然あるんだろうと思っています。あくまでも実験運行ですから、通して運行していくということじゃございません。一月単位ぐらいですということになります。

それと、実際、動かせるというのは、やっぱり年を越してにならざるを得んのかなと思っています。

それと、当然循環バスはそのまま運行をしていくわけでございまして、来年度もまだわかりませんが、当然まだ循環バスもそのまま運行するというので、このタクシー相乗り事業を併用で運行するということにもなってくるのではないかなというふうには今考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員いいですか。（「委員会で聞きます」と呼ぶ者あり）

原議員。

11番（原 三夫君）

歳入のところちょっと質問をさせていただきましたけど、ちょっと今の話をいろいろ聞

いておりますと、これは成功率というのは私は低いと思います。実際、結局、どこにあなたは行くのですかと、どこからどこに行って、いつ帰るのですかと。もうきちっと、本当にこれはもう命令で動くような感じじゃないですか。それやったら、利用者にとっては今の循環バスのほうがもっと楽ですよ。自由に乗って、自由に帰っていいし、自分一人の行動じゃなくて、今度は一緒に相乗りでしょうが。その点も今考えておりますとね、これはもうほとんど成功はない。私も考えてですよ、それだけ本当に3分の1は基山町の負担金を出さにかんとしてでしょうが。こんなものは金の無駄遣いですよ。やめた方がいいですよ。本気に取り組んでいってやれるかどうかですね。

それともう一回聞きますけど、本当に目的はどこにあるんですか、目的。交通体系をどうやろうとしているんですか。循環バスと並行して、本当に目的を言っていただきたい。そしてどういうふうな交通体系をとって、高齢者がどういうふうによくなる、町民がどういうふうに通移動手段を使いやすくなるとか、その辺のものをきちっと私は示していただきたいと思います。この事業の目的です。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

成功している自治体の事例もあるわけですよ。近隣では菊池市も、タクシー相乗り事業は全国的に成功しているというような評価はあっていますので、そういうところを参考にしていきたいと考えております。

それと、目的でございますけれども、これはタクシー相乗り事業でございますので、事前に予約をしていただいて、何時ぐらいにどこどこに来てくださいということをしていただきます。そして、それが幾つも予約があれば、ずっとうまくタクシーを回して、そして目的地まで行ってもらうということになります。だから、確実にこの利用ができるということになります。

それと、目的とありますが、これまさに今も循環バスも利用者は大半が高齢者です。だから、高齢者とか障害者の社会参加を推進するということでございます。それと、持続可能な公共交通体系の検証をするということが目的でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

要するに、将来の移動手段としての実験体験というか、そういうふうなことを今県と町がかかわってやっていくということですが、それが一応期間が終われば、あとはどうぞ御自由にどうぞ個人でやってくださいと、そういうことで一切もうあとは行政はノータッチということですね。そういうことですか。あとはもうノータッチでしょう。実験体験が進んで成功するか。成功すれば、もうそれで一切町は関係ないわけでしょうもん。個人でやってくださいということでしょう。ずうっと行政がタッチするんですか。行政がずうっと最後までタッチするんですか。そこんにきの基本的なことを。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

事業主体は町であります。（「最後までするわけ」と呼ぶ者あり）だから、実験をまずやりまして、そしていいということになれば本格導入になっていきます。だから、それはずっと町がしていくということになります。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

最後になります。

議長（酒井恵明君）

3度目ですね。

11番（原 三夫君）続

はい、最後です。

それはもうそれで、あとタクシーの相乗りですからね。私ちょっとわかりませんが、基山は基山タクシーしかございませんけど、これでほかの一般の客もどんどん運んで、台数は少ないです。限られております。人員も。そういう中で、そんなにタクシーの台数がないのに、そうやってずっとやっていけるのかどうか。私の考え、ずっと基山タクシーを利用するんでしょう。あと基山タクシーが足りんようになったら、よそから呼んでくるんですか。鳥栖からでもどこからでも。そういうのを全部ひっくるめて使っていけるのか。いや、執行部のほうもそこまでいろんなことがわかっていないと思いますけどね。いや、全くわからない

から聞いているんですけど、そういう業者との関係。それが本当にそれできちっといけるのかどうか。今の基山タクシーだけといえば、基山タクシーの現状からいけばできないはずですよ。わざわざ鳥栖から来ることはないでしょう、基山町だけの問題で。鳥栖と基山町との合同の実験じゃないでしょう。基山町内だけの交通移動手段でしょう。だから、今度はタクシー業界でも、あなたのところは台数をふやしてくださいとか、そういうところまでいくわけでしょう。何か全く私はその辺が見えないんですよ。最後ですけど、わかる範囲でいいですから、その辺ちょっと答えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

タクシー事業と運輸事務所ですか――のたしか認可等が必要であるわけですし、基山町だけで運行しているのは確かに基山タクシーだけですけれど、認可がほかの事業者がとれるのかどうか、ちょっと私もそういうところは詳しくございません。

ただ、基山タクシーにお願いすることになるとは思いますけれども、あそこも利用者が多ければ、それは台数等も当然ふやすことになるだろうと思います。そしてお聞きしますと、グループ会社のように、ほかのところでも車両を運行しているということを知っていますので、もし基山町でそういう利用が多ければ、当然配車等で対応されるんじゃないかと思っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

林議員。ちょっと待って。（「関連で」と呼ぶ者あり）原議員の質問に関連ですね。平田議員。林議員、お待ちください。

12番（平田通男君）

きのうの説明では、一応試験運行して、その試験運行する場合は無料だという答弁されましたね。ということは、これが本格的に町としてこの事業を展開する場合にも無料ですか。それが1つ。

それともう1つは、これが好評であって、当然いろんなアンケートとか、いろんな分析をされるでしょうが、そのことによって、好評だから循環バスはもうやめるという見通しに私はなってくるのではないかなとちょっと思っているんですが、その場合でも無料でされますか。これは町民にアンケートをとったら、利用した人にとって無料なら、アンケートをとれ

ば、みんないいと言うことは前から決まっておると。それを受けて、本格的に導入した場合も無料ということをごここで明言してください。それならアンケートをとる意味がないよ。きのう無料と言ったでしょう。試行期間中は無料と。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この実験運行のときは無料で運行をしたいと思っています。

ただ、本格的に運行するときには、昨日もお答えしておりますけど、個人負担もお願いすることになるだろうということを申し上げております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そうすると、例えば今循環バスに年間約10,000千円使っていますね。だから、その経費の中から個人負担分をある程度援助するとかいう考えが出てこない、結局、合理化するためにただやっているんだということになりはしないですか。

アンケートをとる場合によっほど注意してもらわないとね、本来は有料ですよ。それはもうみんなアンケートを受けた人は、無料なら悪いこと何もないから大変結構でしたというアンケートしか出てこないでしょう。もしそういう機会があったら、本格的に導入する場合は有料になりますよということを書いた上でアンケートをとってもらいたいと思います。

これは要望しておきます。

議長（酒井恵明君）

それから、質問者、もう1点、先ほどの質問で循環バスとの関連、それを答弁してください。（発言する者あり）林議員。

8番（林 博文君）

ちょっと今言われました平田議員と重複するところがあるわけですが、町内でこのタクシー相乗りは、これはだれでもいいわけですか。年齢制限とか、そういうのは。（発言する者あり）ああ、65歳以上。

それと、町内での道路、これは町内だけですか。例えば鳥栖市役所に2人行きたいとか。（「登録をする」と呼ぶ者あり）ああ、登録する。道を登録する。（「行き先」と呼ぶ者あ

り)行き先を登録すると。そんなら、わかりました。もうちょっとよかです。

議長(酒井恵明君)

いいですか、今の答弁いいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)後藤議員。

3番(後藤信八君)

確認しますが、先ほどのことも少しダブるかもしれませんが、要は、高齢化社会に対して、いずれにしろ足の確保がですね。これは今の私たちの地元でも、それから、あと5年、10年たったら一番大きな人口を抱えるけやき台とかでも差し迫った問題になることは明白な事実で、そういうものを想定して、この地域交通会議がきちっと機能してですね。

確認したいんですけど、基本的にこの高齢化に対応した循環バスの交通機関としての利便性の提供をひとつメインに考えていただいて、このデマンドタクシーというのは私はあくまでも補完策だと思うんですよ。私どもの地元からでも夫婦とも高齢化になった場合に、今、奥さんは80歳の方が運転して病院に連れていくと。自分が病院に運転できなくなったときはもうこれがだめ。だから、タクシーとかしか方法がもうないわけですね。この間の菊地の事例もテレビで見えておりましたけれども、そういう人が本当に助かる仕組みとしてこれは現実にあるわけですね。そこに行政の支援があって、3千円でいけるところを1,500円でいけると。そういう補完策。要は、本当に困っておる人が使う補完策として私は考えてはおりませんが、そういう位置づけで町として、いわゆる基本的なインフラとしての循環バスという全体の利便を提供する交通システムは一つあって、このぽつんぽつんぽつんぽつん、とにかく機動的に臨時的に動ける、それがデマンドタクシー、デマンドですからね。そういう位置づけで受け取ったんですが、そういう受けとめ方でよろしいんですか。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)

この実験運行をやって、そして分析してからの結果になると思いますけど、後藤議員おっしゃるようなことも当然あると思っております。(発言する者あり)

ただ、昨日も申しましたように、循環バス廃止ありきということじゃないということでございます。ただ、循環バスの今の運行ではだめだと、いろいろあるわけですから。運行を改善しなければならないということがありまして、今おっしゃっております、例えば補完的なことも考えていいということで、今回、ちょっと実験してみたいと思っております。

それと、やはり循環バスにしても、今1台で回していますけれども、これがやっぱり限界だろうと思うんですね。だから、例えば2台にするにしても、今が1台で10,000千円弱かかっている状態の中ですよ、2台ということはそう簡単にはならないだろうと思います。だから、せんだつてもちょっと答弁しておりますけど、やはり委託先が変えられるなら、ひょっとしたら委託料が下がるかもしれませんので、そういったことを含めて検討していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

お願いしたいのは、このデマンドタクシーをぜひきちっと成功させていただきたいのもありますけど、要は、そのことで循環バスが逆により効率よく利便高く運行できると。例えば、けやき台からマックスバリューぐらいの幹線が30分とか1時間に1本走れるというぐらいのものが交通体系としてできあがってくればですよ、これから本当に高齢化に。ただ、それを何ぼつくっても、そこまで行けない人がおりますから、バス停までね、必ず出てきます。これはそういうものを本当に困った人を補完する、それがデマンドやという位置づけであれば大変いい考えだろうと思いますので、それは循環バスを1台、2台にするよりも、ひょっとしたらいいかもしれんと。

そういうことを含めて、極端に言うたら、私は一番けやき台のことを心配しよるわけじゃないですけど、あの坂の多いまちが、4,000人も暮らしておるまちがですよ、10年後には相当な高齢化の地域になるわけですよ。そういうときに備えて、今の交通体系をどうするかという議論も含めて、ぜひ長いスパンで見てこの交通体系については議論いただきたいというふうに要望として申し上げておきます。

議長（酒井恵明君）

松石議員、お待たせしました。

10番（松石信男君）

昨年担当課長は質問責めで大変だろうと思いますが、私、1点だけですね。

私はさっきからいろいろ出ておりますように、これがぜひ成功をさせていただきたいと、する必要があるというふうに考えております。そのためには、十分に町民の方のニーズを把握するということが非常に大事だろうし、そうされるというふうに思います。

それで、やはりそういう意味では利用者の方のアンケートと、アンケートの内容も含めて、さっき平田議員からも出ておりました、その注意点も含めて、そういうアンケートの工夫が必要なのかなというふうに思いますけれども、当然そういう利用者の方のアンケート、65歳以上の方、もしくは町民全体の方のアンケートをとるというふうになるとは思いますけど、町民のニーズをどう把握していくのかという意味でどうされるのか、その辺のお考えを。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

何度も申しておりますけれども、実験を行いまして、そしてそのデータ分析、そして利用者の方々のいろんな御意見を賜るようなアンケート調査は当然しなければならないと思っています。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。林議員、2回目ですよ。

8番（林 博文君）

そいけん、違う項目です。19節。いいですか。

議長（酒井恵明君）

同一議案ですから、はい、いいです。

8番（林 博文君）続

6目の19節の甘木鉄道近代化補助設備整備計画負担金、これは2週間ぐらい前に、甘木鉄道がもう大変赤字ということで、ことしは新聞に載っておったようです。基山町もこれは株主ということで紹介なんかも出ておられるのかなと、それが1点と、三、四年前に大雨で小郡と大刀洗の橋が壊れまして、約1年近くこれを廃止か継続かということで、橋の修理ですね、約1年近くかかったわけですが、やっぱり基山、小郡、甘木ですか、そういう負担金をされたのか。

それと、基山町はこれはやっぱり甘木鉄道に対しての株主であれば総会なんかも出てあると思いますが、その点についても説明をお願いしたいと思います。

それからもう1つは、この甘木鉄道の第三セクターに移行するときに継続か廃止というこ

とで、基山町、これは全戸だったかと思いますが、1戸当たり1千円かなんか全戸に出資をされたような記憶があります。それと、福岡県が何か1億円出してくれたというようなこともちょっと聞いたことがあるわけですが、そういうふうな関連から、この甘木鉄道と基山町のかかわり、それと、今後そういうふうな運営についての負担金等が、いろんな面で赤字になっていけば負担がふえていくわけですが、そういうふうな関連があれば、そして、この今397千円の負担に対しての意味を教えてくださいたいと思いますが。4つぐらい、わかりますか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

まず、株主かということでございますけど、株主でございます。だから、町長は取締役でございますので、取締役会議に出席をなさっておられます。

それと、確かにおっしゃいますように、数年前に洪水で宝満川にかかっています橋梁が落ちて補修をいたしましたけど、これについては、別に朝倉市が管理していますお金があります。その中から一時借り入れたのを借りたり、それとか、福岡県からの補助をもらったりとか、国からの補助をもらって補修されております。だから、これについて基山町に負担が新たに来たのではないと思っております。

それと、継続か廃止かということでございますけど、これは私ちょっと承知していませんので、町長にお答えをいただきたいと思えます。

そして、基山町のかかわりといいますけれども、先ほど申しましたように、株主でございますので、そういうことで甘木鉄道の運行についてはかかわっております。（「10年前に各1戸から1千円ずつ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

挙手してください。

まちづくり推進課長（平野 勉君）続

ああ、失礼しました。1つ漏れていました。

それと、今度397千円の追加をお願いしておりますけど、これはせんだつてもちょっと説明をいたしておりますけれども、国庫補助率が3分の1から5分の1になったため、ちょっと増になっているわけでございます。これは鉄道軌道輸送高度化事業補助というのがありま

して、その要綱が改正されたためになっているわけでございます。

この近代化補助設備整備計画というものは枕木の更新でございます。この負担は国が補助率の5分の1、福岡県が25分の4、そして市町村が5分の2を負担するという負担、それから、甘木鉄道株式会社が25分の6を負担するというふうな割合になっておりまして、基山町はその中で出資株数とか、あるいは駅を利用する人口、それとか定期券で乗車される人数等の比率で、2,380,300円が今後も負担しなければならないということで、397千円の追加をお願いいたしております。

それと、確かに全戸に昔——昔と言ったらいけないですけど、何か出資をお願いされたということは私記憶していますが、その内容について、ちょっと申しわけございませんけれども、町長に答えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

甘木鉄道の経営いろいろにつきましては、総会資料、情報公開コーナーに置いておりますので、そこを見ていただければおわかりになるかということでございます。

その中で大幅な赤字と今おっしゃいましたけれども、確かに前年度も黒字にはなっておりません。適当なというふうな言い方はおかしいのかもわかりませんが、若干の赤字。これが黒字になりますと、また国の補助金いろいろも関連してきますものですから、余り大幅な黒字というのはちょっと。だから、わざと赤字を出しておるというわけじゃございませんのですけれども、そういう意味合いもあろうかと思えます。三セクのこういう鉄道の中では、まあ、そこそこ健全経営といえますか、というようなことではなからうかというふうに思っております。

それから、基山町のかかわりでございますけれども、三セクになるときにというふうなこともあろうかと思えますけれども、もっとその前に、最初にあの鉄道を開設するときに、非常に基山町もそれはかかわって強く要望したというような経緯もあります。今でもやっぱり、だから、基山町は知らないよというような立場にはないと。やはりこれからの経営にしっかり携わっていくべきだろうというふうに思っております。

それから、1千円というのがちょっと私もよくわからないんですけれども、決して強制的にどうのこうのというもんじゃなからう、だろうというふうに思います。（発言する者あ

り) ああ、そうですか。

議長(酒井恵明君)

林議員。

8番(林 博文君)

そういうことになりますと、株主として基山町が、やっぱり通勤者が基山の駅から交通の便がいいように、そこが第三セクターで基山も力を入れたんじゃないかと思いますが、それはこの甘木鉄道に大体経費として2,500千円ぐらいは毎年行っておるということですかね。

それと、ひょっとして、今度んとは枕木の更新の負担金ということで397千円が追加補正で上げられていましたが、例えば、それは国とか県とか25分の1とか負担金がありますが、ディーゼル車なんかが本当に故障になって相当な金額が上がった場合、そういうのもやっぱり出資の割合とか、人口割合とか、そういうことでやっぱり負担をしていかなくちゃならないと思いますが、その件についてはどんなですか。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)

20年度では3,034,300円を負担いたしております。

聞くところによりますと、大体枕木の交換も終わってきたというようなことでございます。国の事業がありますので、それを利用して交換していますけど、もう終わりに近づきつつあるというふうに聞いています。

それと、ディーゼル車を購入するとかいうときは、これはまた別に国の補助もあるようですし、先ほども申しましたように、朝倉市が管理している整備基金を借り入れして購入するとかいうことになるだろうと思っております。

議長(酒井恵明君)

課長、毎年負担金が発生するのかわ、当町の件で。去年の金額は聞いちゃなかとよ。毎年発生するのは発生するというだけでいい。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)

大変失礼いたしました。金額を先ほど申しましたけど、それは取り消しさせていただきます。

毎年負担金が出ております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ここで（発言する者あり）じゃお諮りしましょう。行っていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

たばこの方、辛抱してください。

2款1項8目、14目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目（「あっ」と呼ぶ者あり）失礼しました。議長と声をかけてください。私は書類を見ながら言っていますので。2款1項8目、14目を告げました。いいですか。

次、2款2項1目、2目。重松議員。

2番（重松一徳君）

2款2項1目の14節、機械借上料のこの入札減ですね。これは当初予算で6,600千円かあるうちに、今度4,910千円が入札減で、実際、落札価格は約3,060千円ぐらいと。この入札については一般質問もさせてもらったんですけども、工事とか委託管理とかというのは、いろいろそんなの下げるのは問題があるというふうに私は思いますけれども、こういう機械借り上げですね、60%ぐらいは、これ40%ぐらいで落札されているみたいな価格になるんですけども、それにしても、このもともとの予定価格がこれやっぱりおかしいんじゃないかなと。パソコン購入のときにも少し出たんですけども、実際、これ予算が高いんじゃないのかというふうな質問に対して、いや、実際入札したときには、これ安くなるんですよというふうな答弁があったときに、この辺のこれ予定価格の見積もりはどのようにされているのか。特にこういう機械借り上げとかいう部分については。これ何の機械借り上げなんですか。その辺も含めてちょっと説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

この分につきましては、予定価格と申しますか、実は借上料の中にパソコン類とシステムも含まれております。これにつきましては、固定資産税関係の家屋、土地等の評価システムとか、そのパソコン関係でございます。従来、5年以上もうパソコンを借り上げてまして、大分古くなっておりまして、七、八年たっております。その関係で、昨年も業者に借り上げをしておりますけれども、その際もおよそ六百何十万円程度の借上料を払っております。ということで、機械が古くなりまして、今度新しくしたいということで予算のほうでもお願いをしておったと思いますけれども、その際に、一応今までが新しくするというので7社から見積もりをとらせていただいております。その中で一番安い、もちろんその業者につきましてはそのシステム、それから、パソコン関係で非常に実績のあるものを中心的に選んでおります。実績のない業者は選んでおりませんが、その中で1社、1,900千円ぐらいで入札があったということで、その会社も調べましたところ、福岡県内でも3町あたりに実績があるということで、その業者に落札をしたという経緯でございます。ですから、予定価格としましては前年度の実績を見込んでいたしてしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款5項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目、2目、4目。30ページ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款2項1目、2目。32ページまで行っています。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目、2目、3目、4目。34ページ。原議員。

11番（原 三夫君）

4款1項4目ですね、これの13節の委託料ですが、各種健(検)診委託料、これは女性特有のがんの補正、今般の経済危機対策の一環として組まれた分とっておりますが、そういうふうな説明を受けました。

それで、この女性特有のがんの推進事業について少しお尋ねしたいと思います。この事業については、この基準日というのが、今回のこの補正予算で可決・成立した月の末ですね。だから、9月末が基準日となると思っておりますが、その中で、いろいろと今後事業がされるに当たってはスケジュールがあると思っておりますが、まず、がんの検診台帳の整備とか、大方のところなさっているのかなと思っておりますけど、そういうがんの検診台帳の整備を初め、がん検診のクーポン券とか、一連のものがずっといろいろあると思っておりますけど、そのスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、特別にこの専用でスケジュールを組むということではございません。今行っております検診の中で随時行っていくということでございますが、当然種類がふえますから、その面は委託をまたその分し直しということでございまして、実は年齢を区切っております。子宮がん検診につきましては20歳から40歳までの5歳刻み、それから、乳がんにつきましては40歳から60歳のこれも5歳刻みと。今も従前の乳がん、子宮がん検診を行っております。これにつきましては2年に1回していただいておりますが、今年度は、これはこっちのほうで決めさせていただいておりますが、昭和生まれの方の一けたの奇数と偶数に分けて、2年に1回通常していただいております。その中に新しい補助で行いますこの検診の分を追加させていただくということでございますので、特段にこれだけを別途やるということじゃございません。ただ、検診の数はふえてまいりますので、その分について委託料は追加をお願いしたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

ちょっと私の考えと全く違うんですが、これは今担当課長が言われました、健康増進推進事業法による、今、がん検診が2年に1回あっているようですね。それとこれとは全く別の事業として、だから、これでやって、こっちはもうしないとか、今の現在あっているのはですね。それでやっている人は、こっちのほうで対象になった場合は、あなたこっちはもうせんでいいですよ、今度のこの事業は。そうすると、そういうことになるんですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

この目的がですね、検診の受診率を高めるということが目的でございますので、特別に受診内容を変えるということではございません。ですから、受診率をふやして、とにかく受けさせなさいということですから、通常は、今予定をされておられる方につきましてはそれぞれ御負担をいただきます。しかし、これについてはこういうふうにクーポン券とかつくりますので、無料でしていただきますので、その分を補助事業で補てんするという形でございますので、内容的には特別にこの事業について別のいろんな検診をするということじゃなくて、受診率を上げるということでございますので、そういう数をふやすということが目的でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

最後になります。

この事業が特に今回21年度限りということ、そういう措置になっていますね。それで、私はこれは最低5年間はですね、この今の年齢からいって5段階に来ていますね、何年か5年ごとに。これは今年度一応21年度限りとなっておりますけど、私は少なくとも今後5年間は受診していかないとどうも公平感がないのかなと、不平等だというふうに思っておるわけですが、今後、ぜひ私は21年度限りでなく、次もずっと5年間ぐらいは続けていただきたいと。これはもうもちろん今言われたように、がんの死亡率が一番高い日本の病気でございますし、また、あとは子育て支援の面からもなっておるわけですね。それで、21年度に限らず、今後

5年間ぐらいは最低ぜひ基山町として継続していただきたいと思っておりますが、継続の考えがあるかどうか、町長にお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

急にお尋ねでございますから、ちょっと私もどうお答えするのか。その辺、今すぐ、はい、ございますという考えは持ち合わせておりません。そういうふうで、本当に聞きますと大事なところでございますもんですから、担当課ともまた協議をしていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長に答弁させます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、当然受ける方は2年に1回という形になりますけれども、検診は毎年行わせていただいております。

ただ、今回、これ指定された方につきましては無料ということでございますので、今後、受診率を上げていくためには、当然検診は続けさせていただきますが、無料にするのがやはり検診率の向上につながるのではないかと思います。そこは負担の公平性もございまして、検診自体は続けてまいります。ですから、今、国保のほうで行っております特定健診の受診率も当然上げるような対応でやっておりますので、そういう面も含めまして、やはり指導とかも含めまして、できるだけ受診率の向上につながるように対応していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

4款1項1目の保健衛生総務費の委託料の子育てシンポジウムの件ですけれども、先ほど説明があったように、宝くじの助成事業ということで、来年行われるということですが、このシンポジウムの目的とか内容とか、今わかっておれば御説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては宝くじ助成で行わせていただきますが、来年の2月6日に予定をいたしております。

内容的には、母子保健の主体でうちのほうの健康福祉課で中心にさせていただくということでございますので、一応シンポジウムをまず考えさせていただいております。基調講演、それからシンポジウムということで、基調講演につきましては病院の先生をお呼びして講演をしていただくと。それから、シンポジウムにつきましては、その先生も含めまして、助産師の方、あるいは子育てを實際されてある方、子育てを専門として活躍されてある方、そういう方をお呼びしてシンポジウムを開きたいと思っております。

それに合わせてイベントを考えておまして、今回、この子育てシンポジウム委託料として組ませていただいております100千円につきましては、手づくりおやつの試食コーナーということを計画いたしております。この手づくりのおやつをつくっていただきますのが食改協にお願いしたいと思っておりますので、材料等も含めまして、今回、この分につきましては食生活改善協議会のほうにお願いをするということで計上させていただいております。あとはこどもの広場とか、人形劇とか、そういうのを計画いたしておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

いや、私はこども課長が答弁されるかなと思ったんですよね。（「子育てシンポやけん」と呼ぶ者あり）ところが、母子保健主体ということだから、何が目的なのかなというふうな、ちょっと子供さんが健康でたくましく育つようにというふうなことなのかなと、ちょっとそういうふうに思ったもので、おたくの話ではそういうふうな感じがするんですよ。子育てシンポジウムになればまたちょっと違うだろうと思ったもので、おたくの課でこれをやるということで制定されたわけでしょうから、宝くじ助成金があるからということで。この子育てという意味で、何ですかね。基本的には目的というか、シンポジウムを行っていろんな議論もやってするということは、ちょっとよくわからないんですけど、ちょっともう一回。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

私の説明が悪くて大変申しわけございません。

決して縦割りでやっているつもりではございません。当然こども課と一緒にやって行きますが、健康福祉課でも母子保健のほうでいろんな形で事業をさせていただいております。ですから、これは必ずしも子育てだから全部こども課ということではなくて、分野分野である程度子供に関することであれば健康福祉課のほうでもやっているということで、今回は特に医療関係の病院の先生をお呼びしたいというのが主にありまして、そうなりますと、母子保健のほうが主体になるべきだということで申請いたしまして、補助金を受けさせていただいたということでございますので、本来の目的はやはり子育てのできるまちづくりと申しますか、再三大山議員あたりとかも出ておりますが、子育てしやすい基山町づくりの一環としてやらせていただいておりますので、うちがやったから子育てではない、こども課がすべきだということじゃなくて、いろんな形での取り組みの中でやっていくということでございますので、今回につきましては健康福祉課が主体となりまして、こども課にも当然加わっていただきまして、一緒になってこのシンポジウムを開かせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうすると、当然関心も深いだろうというふうに思いますよね。もちろん広報「きやま」とか、それから、別にチラシなんかどうかわかりませんが、たくさんの方に来ていただくということで、いろんなそういう専門の方の講演とか、お互いの議論とか、そういうのをしていくことになると思いますけれども、それぞれのやはり町民全体で子育てについては考えていくという姿勢が非常に大事だろうと思いますので、ぜひそういう意味じゃ町民の方、関係者、保護者の方とか、関心のある方が多数参加していただくような手だてをとっていただくということが必要だろうと思います。当然そうされると思いますが、どうですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

この予算的にも4款1項1目につきましてはほぼこのシンポジウムに関する予算を計上させていただいております。今御指摘のとおり、例えばポスターとかチラシとか、そういうの

を印刷製本費で組ませていただいておりますし、例えば横断幕、そういう看板等もつくらせていただいて、皆さんとにかく参加していただかなければ意味はございませんので、参加していただくということと、イベントも先ほど言いましたとおり、子供さんをお持ちのお母さんあたり、お父さんあたりが参加できるようなイベントもある程度考えておりますので、町民の方、ぜひとも参加をしていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）

4款1項1目の4節、さっき原議員の質問の中でございますが、子宮頸がん検診20歳から40歳ということと、乳がん検診、これは触診とマンモグラフィーね（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

4目ですね。4目の13節ですね。

9番（大山軍太君）続

40歳から60歳までということがございます。そしてこれは無料ということがございますが、この子宮がん検診が有料なら幾ら、乳がん検診のマンモグラフィー、触診検査が幾ら、これ何名まで受け付けられるわけでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、現在行わせていただいております検診につきましては、子宮がん検診につきましては600円、それから、乳がん検診につきましては1,300円の負担をお願いいたしております。

それと今回、この補助事業で行います予定の対象者といたしましては、子宮がんにつきましてはおおむね500名、それから、乳がんにつきましては700名程度を予定いたしております。

議長（酒井恵明君）

ここで、トイレ休憩5分間します。トイレ休憩です。

～午前11時39分 休憩～

～午前11時45分 再開～

議長（酒井恵明君）

トイレ休憩5分間とっていましたが、会議を再開します。

4款2項1目、3目。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

し尿処理費でございます。一般財源が20,000千円ふえておりますけど、この内容について御回答ください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

これは財源内訳で……

議長（酒井恵明君）

35ページです。

総務課長（大石 実君）続

いえいえ、35ページじゃない。当初予算では公共施設整備基金で手当てをしておりましたけれども、税の伸びとか、地方交付税の伸びでこういうふうに財源内訳をしております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項2目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目、2目。後藤議員。

3番（後藤信八君）

ちょっと勉強不足かもしれませんが、この美しい森林づくり基盤整備工事、歳入のほうでも若干説明がありましたが、当初の美しい森林づくり基盤整備交付金として600千円ぐらい予算のときは間伐をすると、間伐を推進して美しい自然を守るという、そのスタートの、何かそういうふうに当初予算では聞いておりました。先ほどの交付金の全体像の中では災害被害も含めて林道の整備というふうに聞いているんですけど、その60,000千円以上の大きな事業の全体像というんですか、どういう森林をどのように整備をやっていくのかという

プランみたいな考え方、場所の問題も含めてですね。大きな事業でありますので、その辺のことについてお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず、お尋ねの当初2ヘクタール造林なり間伐をやるという、この美しい森林づくり基盤整備交付金ということで610千円更正をさせていただいていますが、一般質問時にちょっと申し上げました、ことしの2月（373ページで訂正）ですか、6区のほうで森林研究会という組織が発足しております。こちらのほうで事業をやるということになりましたので、県のほうから直接この森林研究会のほうに行くようになりました。そういうことで、負担金については今回更正をさせていただいたということでございます。

それから、13節と15節に新たに65,000千円ほど上げさせていただいていますが、これにつきましては、森林そのものじゃなくて、それに通る林道ですね。今回、災害で66カ所ほど出ましたけれども、その中で大きなもの15カ所でございます。寺谷線が12カ所、それから岩坪線1カ所、鎌浦線1カ所、一ノ坂・河内線1カ所と、合計の15カ所の土砂撤去なり、あとの補修なり、林道そのものを改良していくということで今回上げさせていただいています。これで国のほうの補助対象事業というのが60,000千円でございます。その2分の1が国庫支出金というか、補助金ですね。そして、まだ今のところ確定はしていませんけれども、残りの50ですね、結局、30,000千円に対する90%を交付金ということで現在県のほうの査定を受けております。概要として今申し上げたような形で今回臨むということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

そうすると、この19節の美しい森林づくり基盤整備交付金とこの事業と、上の13節、15節のこの事業は基本的には事業の内容が違うということですね。下のほうは県が森林研究会と直接やることになったから、これはなくしました。それだけでしょう。何でこんなに全く同じ名前を使って、そういうふうな補助事業の、別段その13節、15節、19節はもともとそういう補助事業の一環なんですか。何か紛らわしい、しかもかなり大型の事業。先ほどの説明から言うと、ちょっと災害復旧の問題と何かごちゃになって、どこからどこまでが先ほどの

災害復旧の話で、どこからが森林づくりの話か、全体像が全然わかりませんが。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

申しわけございません。当初はこの災害が出た折には、災害復旧で大きなものは臨もうということで県と協議をしておりましたけれども、県のほうからこの地域活性化・公共投資臨時交付金、すなわち美しい森林づくり基盤整備交付金ですけれども、こちらのほうが効率がいいですよ。そういうことで県のほうから指導がございました。結局、これは林野庁がそれだけ予算を確保していると。ぜひともこれを活用しなさいということで、大部分は災害復旧なんですけれども、災害復旧の場合には1カ所400千円以上とか基準がございます。ところが、その災害査定に該当しないような小さいものも救済できるということで、こちらのほうがいいということで今回お願いをしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

お金の背景についてはいろいろ複雑な事情があるということはよくわかりました。

事業全体として六千数百万円の大きなあれでもありますし、大体こういうところをやるんだという地図というんですかね、工事予定箇所というんですか、そういう全体の何かプラン等がありましたら資料として出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

ただいまの図面ですけれども、位置図でよろしければ、後ほど準備して提出をしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

11款に、まだ後ですけど、林道災害とか災害復旧費には林道債については全然予算は含ま

なくて、全部この予算でされるということですかね。災害復旧費の林道債はすべてこの美しい森林づくり基盤整備事業でやると。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

はい、そのとおりでございます。それで、11款についてはここに上げていますような林地崩壊ということで、今年の場合は2カ所ですね。黒目牛と南谷、2カ所を県単事業でやるということで考えております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そういうことで、メリットとしましてはそちらのほうがいいということですが、林道債の補助率とこの補助率はどういうふうになっていますか。林道災害の補助率、その災害復旧の激甚災、どこか知りませんが、林道災害がもし災害復旧費でしたときの補助率と、美しい森林づくりに対してしたときの補助率はこちらのほうが高いと言われましたけど、計数的な説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

林道災害の場合は通常は1カ所が400千円以上ということになっています。そして補助率は通常は2分の1です。ところが、激甚とかいうことになると、それが90とか増嵩しますので、しかし、先ほど申し上げた美しい森林づくり基盤整備事業につきましては、先ほど国庫50%、それから、交付金ということで残りの90%と、残りのですね。

議長（酒井恵明君）

ということは、トータルは補助率何十%になる。

農林環境課長（吉浦茂樹君）続

トータルの95%が対象になるということを聞いております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4 番（鳥飼勝美君）

ここに財源内訳で66,000千円の補助のうち、29,000千円が国県支出金で、あとの36,000千円はすべて一般財源になっていますよね。半分以上が一般財源、6割ぐらいが一般財源で、先ほど激甚災にすれば九十何%補助率という、全然この一般財源のあれが違いますけど。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

現在のところ国庫補助金が確定じゃないですけども、内定というか、内示ですね。5割分ですけども、その分だけが決まっておりますので、この分だけを予算に今のところ上げさせていただいていると。それで、あとの交付金についてはまだ確定ではございませんので、これが12月ぐらいにははっきりするんじゃないかと思っておりますが、そのときには財源の組み替えと、一般財源から特定財源のほうに変更させていただくということになるかと思えます。

それで、もう1つちょっと懸念されるのが、政権が変わりましたので、これがストップすると、変わるということになりますと、この事業そのものをやめて、今度は災害のほうに持っていくという2段階構えでしております。

ただし、全部が救済はされないと。今のところは県のほうから、県と林野庁との協議の中で、こういうふうな美しい森林づくり基盤整備事業でいこうということで、基山町もそういうふうにしていますけれども、県も同じように今度の議会に予算を計上しているということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5 番（片山一儀君）

先ほど同僚議員から全般の計画がという話があったんですね。緑多い自然の多い基山という考えを町長がPRされているんですけども、御存じのように、各省庁自分のところで金を積み上げるんですよ。それを消費するために使うと困るから、そして押しつけてくる。そして地方自治体はどうかというと、虫食いみたいな仕事したんですよ。今回、こういう美しい基山にされようというのであれば、全体計画を出すとおっしゃったが、出すのであれば、

これから質問なんですけど、町長、今、きびつとの杜が国交省から4,500千円ぐらいの事業じゃないかと思うんですが、お金もらっていますね。それは森林とか、そういうことを抱えています。かいろう基山が今度は焔博で500千円のやつを3年で1,500千円もらっています。あそこの松隈さんのところから上っていく道路をそのお金で今舗装していますよね。そういうふうに、町長は協働とかいろいろおっしゃっているんですが、地元のNPOが、要するに、今まで補助金もらって活動できるわけですから、補助金もらってやっているんですが、それに対して基山町長として、全般計画のこういうところをやってくれたから、それが報償金というのかね、あるいは地元からもそういう支援をするよというお考えはないですかね、この美しい森林づくり。間伐で今植栽をやっていますね。かいろう基山が植栽をやっています。それから、機械を入れて、この前、佐賀新聞にも大きく出ましたけれども、竹の伐採をしていますね。肥料をつくらうとしています。こういう国庫補助から取っているんです。そういう地元で活躍するのをもっと奨励するとか、そのために町が手を打つ。補助金を出すとか、あるいは報奨金を出すとか、そういうお考えについて、激励をするというお考えはないですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

それこそ国、県がするのに町は何もしないのかということでしょうけれども、現在のところはそういうことまでは考えておりません。

ただ、自販機のあれで助成をするというようなこと、これはもちろん金額、あるいはまた年数の制限というのはございますけれども、そちらのほうでやると。現実、この2つともかな、3年間、内容はちょっと説明させますけれども、そちらのほうで少しでございますけれども、やっておるということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

まちづくりのお金をいただいたことも知っています。そのときのやり取りもレポートを受けたわけで、非常にしびられたという話を聞いていますけれども、そうじゃなくて、やっぱりこれから地域でいろんな地域共同体という構想、これからも出てくると思います。これは

大事なことですけど、必ず出てきますけれども、それを生かすためにも、全般の一部をやってくれるわけですから、よそからお金を取ってね、そういう活動をもっともっと活発にされるためにも、やっぱり町は積極的に手を打って行って、そういう地域活動を育てることが大事じゃないかと思います。そのために別に何か手が打てるんじゃないかと思うんですけども、それがやっぱり町長がおっしゃっている協働ということをもっともっと実りを上げるんじゃないかと思うんですが、町長よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかに。（「ちょっとあるけれども、午後からにしていただけませんか。今するとまた長くなるから」と呼ぶ者あり）どうぞ、6款まで行きます。（「長くなります」と呼ぶ者あり）はい、いいです。区切りのいいところでやめますので、7款は午後からしたいというふうに思っていますので。（「切りのいいところまでいくと」と呼ぶ者あり）当初で申し上げましたが、6款2項1目、2目と申していますので。（発言する者あり）平田議員。

12番（平田通男君）

まず、6款2項2目の、それこそ美しい森林づくり基盤整備交付金の610千円の更正についてお尋ねをします。

先ほどの説明では、これは県の直轄事業として森林組合に対して行われたので、更正をしたというお答えだったと思いますが、この県の直轄事業、森林組合ですから、もう城戸森林組合しかないですね——に対して幾らの金額でこの事業は行われたんでしょうか。

そして、その中で610千円を返還されていますが、そのことについての説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

実は林業研究会というんですが、これは城戸の生産森林組合とは別団体になります。それで、事業計画を出してありますが、これをちょっと今手持ちに持っておりません。先ほども後藤議員の御質問のときにお答えしました、2ヘクタールを今年度やるということで、基山町の予算からは落とさせていただいたということです。それで、できましたら、今の今年度の林業研究グループの事業計画については、もしよろしければ午後報告をさせていただきたいと思いますが。（「まだ今の問題ね、それじゃ納得できないから」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

はい、じゃどうぞ、平田議員。

12番（平田通男君）

これはある筋から聞いた話ですが、県が直轄事業としてこの美しい森林づくり基盤整備をやると。その場合に、佐賀県の東のほうからやっていくので、当然基山にもこれが来るだろうと。あくまでも基山町の予算には通らないで、県が直轄してやると。そのときに、城戸森林組合であれば、今、ちょっと違うという話だったので、ちょっとまた別の意見を言わにゃいかんかもしれませんが、いずれにしても、あそこは基肄城がありますよね。基肄城の指定区域内に、そこを伐採したり、間伐したりする場合は、当然地元の教育委員会に相談がなければいけないわけですよ。その相談があっていますか。（発言する者あり）いや、あなたに言っているんじゃないよ。教育課長に聞いている、教育課長に。相談がありましたかと聞いている。

議長（酒井恵明君）

その前に、農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

林業研究グループが計画してあるのは、これはあくまでも6区管内ということで、ことしの場合は6区管内で、今、議員がおっしゃっている基肄城整備保存区域とは違います。これは、あくまでも自分たちの持つてある山をですね、組合所有というのがありますけれども、そちらのほうをこの県の美しい森林づくり基盤整備交付金の、この事業に基づいて整備をしていくということでございます。

それともう1つは、鳥栖の農林事務所管内にこの林業研究グループがなかったということで、県のほうから強い要請がありまして、そして、それは2年ぐらい前から話があっただけで、やっことし2月（373ページで訂正）に発足をしたという経過でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

3回目ですから、わかりました。

この事業については、私が知る範囲ですよ、聞いた範囲では、県のこれは林務課ですかね、

森林課か、いずれかちょっと知りませんが、そこから基山町に必ず打診をしますと。そのときには、基肄城址の関係があるので、十分市内で協議してくださいという話を聞いているわけですよ。出どころは確かなところですよ。じゃ、その事業は関係ないんですね。あなたの今の答弁では全く関係ないんですね。関係ないということであれば、そう言ってください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

森林整備課というんですけれども、私どもにそちらから話があったのは、これは議員がおっしゃっておるのと違うと私は思っております。佐賀県内に幾つかあるんですけれども、先ほど申し上げた鳥栖の農林事務所管内にはこういうグループがなかったということで、やっと発足できたということでございます。（「4回目やっけん、そういうことであれば資料は要りません」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ああ、先ほどの。（「はい」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。また個人的によく説明を聞いてください。私も少しは聞いていますが。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第52号議案の審議中でございますが、ここで1時まで休憩いたします。

～午後0時10分 休憩～

～午後1時15分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

午前中の平田議員の質問で、6款2項2目の中の19節の美しい森林づくり基盤整備交付金、この項で答弁の訂正がありますので、まず農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

済みません。午前中、私が答弁をさせていただいた中で、基山町の林業研究会、林業研究グループでございますが、発足がことしの2月と申し上げていましたが、正式にはことしの3月7日に発足をしております。おわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいと思っております。

それともう1つ、このグループは当初13名でスタートをしております。

以上でございます。（「議長、これに関しては聞けますか」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

はい、特別に許可しましょう。（「もう始まったんですね」と呼ぶ者あり）はい、始めていますので。平田議員。

12番（平田通男君）

今、課長の答弁だと、3月にやったということは、うがった見方をすればね、この補助事業を受けるためにそういう組織をつくったと。当然受け皿が要るわけでしょう。城戸森林組合じゃない、そういう組織がないと補助金は来ないわけですね。

そしたら、それはどういう法人資格を持っているんですか。法人資格がないところには来ないでしょう。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これにつきましては法人資格とかは必要ございません。あくまでもこれは県の規定にございますけれども、佐賀県吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業助成金交付規定に基づいてやっておりますので、今議員おっしゃる法人格とか、そういうものは必要ございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そしたら、何十万円という金ですよ。それを何も資格がなくて、ただグループを結成して、その人の代表者の名前で申請をすれば来るということですね。そんな補助事業で本当にあるんですか。もっと言えば、そしたら個人のやつをしてもいいんですよ、グループをつくれればね。

議長（酒井恵明君）

その辺のね、課長、個人の集まりをしたとでしょう。それで、最初から一つの研究会としてあるけど、その辺をきちっと説明して、最初からのね。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これはあくまでも個人の林業に対する熱意を持ってある方の集まりでございます。そして毎年2ヘクタール以上、最低2ヘクタールはやるということになっております。その場合に、今年度については自分たちの地域の森林について造林なり間伐をやっていくということでございます。

冒頭申し上げましたように、県の森林施業推進活動緊急支援事業助成金交付規定に基づいてこのグループは申請をしてあるということでございます。

以上です。

12番（平田通男君）続

そしたら、その中には城戸森林組合に所属している人はいないですね。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

このグループの方は森林組合のほうにも加入をしてあります。

以上です。

12番（平田通男君）続

そしたらね、城戸森林組合の所有地というのはほとんど基肄城ですよ。ほとんどが基肄城ですよ、ほとんどが。だから、片一方にグループをつくって、基肄城とは全く関係ない人たちが別の個人の所有地をグループをつくってやれば補助金は来ると。だから、一番最初に説明がありましたように、基肄城は一切関係ないということに理解していいですね。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは今計画してあるのは、もう地域名を申し上げますと、上原組合が所有してある森林でございます。それをまずやろうと。その後、個人の方から申し出がありました場合は取り組んでいくということですけど、まずは自分たちの地域にある森林をこの事業でやっていこうということでございますので、基肄城整備と、それからもう1つは、城戸森林組合が持っているものとは全然関係はございません。これは城戸森林組合をする分については、もうこれには適用ありませんので。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

また個人的にお尋ねください。（「議長、関連で確認をさせてください」と呼ぶ者あり）
ああ、そうですか。片山議員。

5番（片山一儀君）

今、任意団体でもいいとおっしゃった。これ正しいかどうか。もしそうだったら、税金の使い方が問題になる、国の補助金の問題が。私は、アメリカから補助金をもらうためだけにNPOをつくったことがあります。甘木に立ち上げました。要するに、一般団体にはそういう金が流れないはずなんです、個人に。流れる。規約とか条件あると思うんですけどね。ちょっと確認して、後で教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

それは後でいいんですね。（「いや、答えていただきます。補完等あればですね」と呼ぶ者あり）答えられる。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは法人組織は持ってありませんけれども、あくまでも先ほどの県の規定に基づきまして、林業研究会ということで会則までつくって、そして事業計画に基づいて県のほうの補助金をいただくということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

38ページをお開きください。

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項1目、2目。松石議員。

10番（松石信男君）

40ページでしょう。

議長（酒井恵明君）

40ページ。

10番（松石信男君）続

1目の13節、委託料の橋梁長寿命化11,410千円の件ですが、これはかねてから指摘をされておりました、非常に橋脚がいろいろ朽ち木しているということだろうと、もう全国的な課題だろうと思いますが、そうしますと、これ基山町の全部の橋というふうにはならないと思うんですよね。最近つくった橋もありますから。どういう基準で、基山町内の橋の何カ所中、何カ所というか、幾つかの橋中、幾つなのか、ちょっと具体的に説明ください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

基山町内には99の橋梁があります。橋梁台帳に登録されている分がですね。それは全部点検をすることになっています。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

全部ですか。いや、最近つくった橋もやるということですか。最近つくった橋もあるやろう。ちょっと済みません。最近つくった橋もするのかなと思ったので。さっき言った橋の崩落というか、極端な例ですけれども、そういうふうな危険性ということでチェックするだろうと思うんですが、その目的をもう一回、何のためにするかも含めて。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

御存じのように、橋梁が落下したり、橋台が折れたり、いろいろ事故が起こっています。当然年数がたてば老朽化し、安全度は減ってくるわけですけど、最近できたから安全だとは一概に言えないわけでございますので、全橋梁を点検して安全かどうかということを確認するというものでございます。

それで、もしそれが補強が必要になれば、当然またしていかなきゃいけないということになります。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

例をとって。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

だから、年数が短いから安全ということではならないだろうということで申し上げたわけでございます。ただ、古いから危ないということも言えないと思うわけですね。それは構造等もありますし、そういうことで、とにかく全部橋梁を点検してということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ちょっと今に関連ですけど、これ大事なことでですね。

結局、ある程度そういう耐震とか、いろんな鉄でされる場合は何年とか経過とかしますね、学校の耐震化とか、いろんな。これはもう極端な話、去年つくったやつでも検査をすると。万一補修が必要だということになると、当然瑕疵担保なり、補償とか、そういう問題が出てきますよね。その辺は。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今おっしゃるとおり、瑕疵担保期間であれば、それは当然補修を受けた業者にしていただくこととなります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

所管に関係するところですけども、きっと組み替えがですね、2目の道路新設改良費の15節の年の森・日渡線の改良工事が減になって、1目の15節の町道舗装補修工事のほうに組み替えになっていますけれども、道路の維持費というのは、例えば、これ大々的な工事じゃなくて、軽微な舗装維持ですか、それに関することだろうと思って、こういう年の森の25,000千円から30,000千円という工事は新設改良工事費に入るのかなど。予算の最初の枠組みでも塚原1号線とか、桜町・伊勢山線なんかもそのまま新設改良のほうに入っていますけれども、この組み替えをされた理由は何でしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この年の森・日渡線道路改良工事は、実際の工事の工種は舗装補修工事でございます。ただ、当初予算のときにも申し上げているだろうと思えますけれども、まちづくり交付金事業である場合は道路改良工事でなければならないということで、工事名を道路改良工事としておるわけでございます。

今回組み替えをいたしましたのは、総務課長が補足説明で申し上げていると思えますけれども、この年の森・日渡線道路改良工事は当初まちづくり交付金事業であるように計画をいたしておりましたけれども、CBR試験をしてみますと、路盤がしっかりしているということがわかりましたので、それだったら路盤まで変えて工事をする必要はないということで、このまちづくり交付金事業で計画しておりましたのを変更いたしまして、歳入の中でも説明をいたしております道路局補助事業の舗装補修の事業でしたいということで今回組み替えをさせていただいております。そういうことで、8款2項1目の15節、工事請負費の町道舗装補修工事の中に入れてさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

路盤までする必要がないというふうな考えでしたら、この25,000千円から30,000千円に金額がどうしてふえるんですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この8款2項1目の町道舗装補修工事の30,000千円ですけど、これもまた総務課長が補足説明で申し上げたと思えますけど、桜町・伊勢山線ほか2線ということをおっしゃったと思います。桜町・伊勢山線、それから、千夫・長野線、年の森・日渡線——失礼しました。年の森・日渡線ほかと言ったんだと思います。桜町・伊勢山線、千夫・長野線、年の森・日渡線、この3路線の舗装補修工事をすることにしております。その合計が30,000千円でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。

8款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款4項1目。下水道費です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

なければ、8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、45ページ行きます。9款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3目、4目、5目。47ページ全体です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款4項1目、3目、4目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款5項1目、3目。平田議員。

12番（平田通男君）

10款5項3目の学校給食センター費、ここでお尋ねしたいと思います。

給食センターが稼働してもう大分たつわけですが、一番最初の大きな課題でありました温かいものを学校に移送するということに対して委託事業で組んで現在行われているわけですね。その結果として、スムーズに移送が行われているかどうか。聞くところによると、何回か運ぶのがおくれたと、学校のほうが大変迷惑をしたという現場の意見を聞いていますが、具体的にどういうふう把握されていますか、お答えいただきたいと思います。

そして、そのおくれた理由がわかりましたら教えてください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

本年の1月より給食センターが稼働いたしまして9カ月ほどたっておりますけど、確かにできた当初はそういう事態が二、三回ほどあっているようでございます。その理由といたしましては、本町の学校給食につきましては、子供たちにより新鮮な食材等を提供するために、毎朝食材を納入業者の方から入れていただいております。そしてその後、給食に使っております。この給食のメニューによっては手づくりの給食をつくるが多々あります。それで時間がかかる場合がございます。例えば手づくりのギョーザとか、手づくりのおはぎ等をつくっておりますので、そういう場合、多少調理に時間がかかり、給食を各所に持っていく場合はちょっと5分か10分ほどおくれたということ聞いております。

ただ、2学期になりましたはそういうことも起こっておりませんので、今後とも子供たちにより新鮮な、また安全な給食を提供するために、また時間に間に合うように、できるだけ早く持って行くように心がけております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

10分ばかり何回かおくれたということなんですが、考え方なんですけどね、例えば若基小学校、給食をする生徒や、あるいは先生方を加えたら約400人ですよ。400人の人たちに10分おくれたといったら物すごい時間でしょう。そしたら、それだけ昼休みの時間が短縮さ

れるということなんですよね。学校現場は給食がおくれたからといって始業時間をおくらすことはないわけでしょう。私はその辺は最大限に考慮してされなくてはいけないんじゃないかと。まあ、5分か10分だからということで済まされるような簡単な問題ではないのではないかと思います。その辺は十分に配慮して今後やっていただきたいと思います。

これは要望で終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次へ進みます。

11款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第52号議案に対する質疑を終わります。

日程第2 第53号議案

議長（酒井恵明君）

日程第2．第53号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

まず、議案書の36ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。議案書の36ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

第1表、ないようですので、事項別明細に入ります。3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。松石議員。

10番（松石信男君）

1目の、4、5、6節にかかわる部分で、滞納繰越分が少なくなっているわけですが、当初の予算よりか少なくなったということでしょうけれども、これの理由を説明してください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

徴収率の関係もございしますが、前年度からの滞納額の繰り越しが少なかったということが主な理由でございします。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、この国保税に関して、私が3月議会で質問したんですけれども、いわゆる滞納された人に対する部分で資格証明書が発行されているんですけれども、新型インフルエンザがはやってくるという中で、資格証明書の発行世帯にも保険証を発行しますよということを当然されたと思いますけれども、具体的にどうなされているのかですね。

わからなかった。もう一回言いますね。

いわゆる資格証明書発行世帯にも新型インフルエンザ対策として保険証を発行するという事で答弁されておりますが、具体的にどうされるのか、またどうされているのか、説明ください。

今現在、5世帯ぐらいあるんですかね。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

資格証明書に対する短期証の発行につきましては、子供さん、こういう方を優先的にということでございしますので、うちが今発行しております世帯の方にはその対象となる子供さん

あたりはおられません。ですから、特にその以外の方でインフルエンザにかかれるから資格証明書をやめるということは今のところ考えておりません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

子供さんはもちろん当然大問題になったわけですから、それはもう実際にされているわけですね。

私が3月議会で質問したのは、それももちろんですが、いわゆる新型インフルエンザがはやるので、そういう人たちが病院にかかるとすると、それが影響してくるということで、その対策として、資格証明書発行世帯についても保険証を発行するようになったわけですよ。でも、あれがないような、私はそういうことを答弁されたと思うんですよ。そういうふうに質問をやっていますから、それはそのとおりにやりますということだったから、どうされますかと、どうしておられますかということを知りたいんですよ。でも、それがいいですかね。

ほかの自治体の例を聞いてみますと、短期保険証を発行していると、1カ月とかですね。それで対処するというふうな報道もされておりますが、でも、その認識があれですが。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

大変申しわけございません。私、ちょっとそこの認識をですね、先ほど子供さんということで承知しておりましたが、当然そういう対応ならば短期証の発行をするようになると思いますが、今のところ、その世帯、資格証の発行している世帯からは、特に新型インフルエンザでの対応ということで相談はあっておりません。（「4回目」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

4回目になろうと思います。（「ちょっと確認、確認」と呼ぶ者あり）

10番（松石信男君）続

そしたら、かかれば短期保険証を発行するわけですね。その辺ちょっと確認。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それはちょっと私もここでなんですが、ちょっと検討させてください。そこは確認も含めてですね。今言われましたインフルエンザの関係の確認も含めて、ちょっと状況を含めて確認をしたいと思いますので、申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

今、国民健康保険税のところですね。

95%から98%、一般会計と一緒に税が変更になってこういうふうになりまして、大きく国民健康保険税の一般が24,000千円減っているわけですよ。この内容は何で減ったのかという資料が国保担当課と全く出ていないんですよ。それに比べて基山町の町民税は所得割から町民税はこういうふうに変わりましたというて、資料33ページというのが個人町民税の前年度分の補正予算の内訳が載っていますよね。国保税というのは重要な税なんですよ。毎年毎年相当なお金が必要。この税がどういうふうな状況かというのを議会に対して説明資料が全くない。一般の町民税についてはこういう資料があるんですよ。これは何で出されないんですか。昔はあったんですよ。昔はてあれですけど、この税がどういうふうな状況でマイナス24,000千円に国民健康保険税が落ちたのか。この資料は前の課長さん知ってあると思いますけどですね。これはあるはずですから出してほしいんですね。そういうことをもって国保税がどういうふうな変化が出てきているかということは、この33ページと同じ資料、前年分でいいですから、お願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

申しわけございませんが、その資料は、今まで私ども認識するのでは、多分国保税についてはなかったとっております。でも、そういう資料が当然ございますので、今後は出させていただきます、作成させていただきたいとっております。（発言する者あり）はい、わかりました。それじゃ、後でよろしいですか。

議長（酒井恵明君）

資料請求してあるんでしょう。（発言する者あり）

4番（鳥飼勝美君）続

課長のほうがそういうふうで出すのはやぶさかでないけど、今まで要求がなかったので出していないということのようですけど、やはりこれは一番根幹をなすものでございますので、これだけじゃなくて、よかったら医療費がこれだけ伸びているとか、ある程度議会に対して、そういうことによって、将来、国保税を上げざるを得ないか、下がるかという問題の検討になりますから、国保税もよかったら医療費の伸びなり、増減なり、そういうものなり、そこまではあると思います。とりあえず私は国保税のこれをお願いします。よかったら、今会期中にお願いします。

議長（酒井恵明君）

今会期中に。後藤議員。

3番（後藤信八君）

同じ内容のところで私も思っておったんですが、説明の中で所得確定、収納率は95%から98%。被保険者が減ったと。ただ、その減り方と金額、これ収納率との関係からくると恐ろしく減収になっておりますけど、減り方はですね。今の国保、昨年ベースで国保の加入者が4,080人ぐらいですかね。その被保険者が大幅に何百人も減ったという話になりますけど、どういうふうで、どういう形で減ったんですかね。失業とか、そういうことですか。納得いかん減り方だと思っておりますけど。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今回の当初予算での見込みにつきまして、まず所得が確定いたしましたので、所得の減収による減額も当然この中に含まれております。

それと、被保険者の見込みを、当時やはりリーマン・ショックですか、ああいう大不況になったということで、大幅に国保の加入者がふえるのではなかろうかという予測をいたしておりました。ところが、実際、今年度になってみますと、前年度と比べましてそんなに加入者は変わっておられないという結果が出てまいりまして、特に今年度につきましては、前年度の状況から比べまして、50人から60人ほど多目にちょっと組ませていただいた経緯がございます。今回、ある程度確定をいたしました段階で計算いたしまして、今後の伸びも計算いたしますと、やっぱり五、六十人程度の見込みがちょっと見込み過ぎておったということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

そしたら、当初予算で確かに大幅に40,000千円ぐらい前年度からふえる予算計上しておるんで、予算を多く見過ぎておったということですか。わかりました。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、3款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款2項1目、4目。松石議員。

10番（松石信男君）

4目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金ということで、さきの政権が3%賃金を上げる、たしか3%だったかな、5%だったですか、ちょっと定かではありませんが、上げるという約束のもとに改善を図ったわけで、それで、そういう報酬が上がるということで、保険料の上昇を抑えるために国が交付金をやるということだろうと思うんですが、そのことをもう1つ確認と、そうすると、具体的に、それではつかまれていればということですけども、そういう施設の介護従事者の給料アップになっているのかということなんですけれども、わかっておればですね、中にはなっていないというところもありますし、とてもそれどころじゃないと。施設そのものがもう運営が大変なんだと。だから、介護従事者の給料アップどころではないということもお聞きをしますが、少なくとも町内のそういう施設では介護者の給料の変化があっているのか、つかんでおられれば説明ください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、1点目の今回の目的は介護保険報酬、今おっしゃいました3%、いわゆる賃金関係の待遇改善ということで上がっておりますが、これに伴いまして、介護納付金の上昇に反映

されないように、その上昇分を国庫で見ますということでございます。

それと、それじゃ、その3%分本当に反映されているかという御質問ですが、私もちょっとはっきり申し上げて、そこまで確認はいたしておりませんが、介護保険課の担当課長会が年に四、五回ございます。その中で出ている中では、対応されている施設もあると。ただし、それ以上に、なかなかそのとおりに3%の待遇改善がなされておるといのは、必ずしもそこまでいっていない施設もあるというふう聞いておりますが、詳細については私のほうでは認識をいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

町内の施設の状況。松石議員。

10番（松石信男君）

だとすると、これ何のための交付金やったかという形にもなるわけで、その辺の例えば実際、職員の給料アップにつながっていないという実態もあるように今お聞きしたんですが、それに対する例えば行政指導なり、そういうのはされないんですかね。それはどうなっていますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

ちょっと私もそういう施設あたりに対しての行政指導となりますと、本当に申しわけございません。ちょっと詳しくありませんが、介護保険課あたりがそういう施設に対してのいろいろな調査はするような権限はございますけれども、そこの中身まで入ってやっているかどうかというのは、ちょっと私も申しわけありません。確認はいたしておりませんが、これはあくまでもちゃんとした数字じゃございませんけれども、余り反映されていないような話をちょっと間接的に聞いているということでございますので、詳しいことになれば、ちょっと調べさせていただきたいというふうに思っております。（「後で調べておってください」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

調べられることができれば調べてみたいと思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。

6款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項2目。繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、11ページの歳出に入ります。

1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

1款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目、3目。後藤議員。

3番（後藤信八君）

先ほどの料金の減収との裏返しでありますけど、この給付費が38,000千円ふえるという、3－7月分積み立てのインフルエンザ云々ということで、これから後のインフルエンザの動向によってまたさらにとということになるかもしれませんが、ただ、先ほどの保険税のときの計画との対比でいけば、見込みより大幅に加入者は予測より減っていると、少ないということからいけば、給付費のこんだけふえるんですかね。それはどういう理由で。計画との対比においてですね、計画より大幅に増を見込んでおった計画に対して、保険税は減収になりますよと。ところが、計画に対して医療費のほうはアップすると。何かちょっと話が合いませんけど。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

国民健康保険につきましては20年度改正させていただいております。当然これ後期高齢者支援金が新たに含まれたということも主な要因ですが、今後の医療費の状況を判断いたしまして、その見込みによりまして20年度に国民健康保険税の改正をさせていただいております。それに基づきまして、20年度、21年度は課税をさせていただいておりますが、その中で、その年その年によりましてやはり医療費が多かったり少なかったりというのが出てまいりますので、その都度その都度それに基づいて保険税を組ませていただくということがございませんので、全体としては一回保険税の改正をさせていただいたときは見込みはありまして、それによりまして20年度には改正をさせていただいております。結果的に20年度につきましては、今回、大幅なちょっと繰越金を出させていただいておりますが、19年度に比べまして、結局、入院費あたりが減っておりますのと1人当たりの医療費が減っておりまして、結果的にこれだけの繰越金を出させていただいております。

それともう1つ、制度が変わりまして、歳出のほうの拠出金の関係が見込みよりも少なかったということで、1億円程度の繰り越しを出させていただいておりますが、ことしにつきましては、ここ4カ月の平均を見ますと、前年度よりも一月当たりの医療費の額が伸びてきております。これは何が原因かとなりますと、ちょっと私たちも詳しくは分析できませんが、やはりその都度その都度病院にかかれる要因があつてふえたり減ったりするというのは、これはもういたし方ないかなと思っておりますので、ことしにつきましては、今のところ一

月分の平均が昨年度よりも上回っております。

それと、今後インフルエンザが今言われておりますので、蔓延状態にならないように祈っておりますが、やはりそれにつきましてもふえることは間違いなからうということで、医療費については伸びてくるんじゃないかというふうに予測をいたしております。その関係で、当然国保税が減額になっておりますので、今回につきましては、繰越金の中から補てんをさせていただいて、財源内訳の中でその他で56,000千円程度上げさせていただいておりますが、繰越金を充当させていただいて、財源の調整を図らせていただいておりますというところでございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、15ページの2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

8款2項2目。松石議員。

10番（松石信男君）

疾病予防費、健康診断委託料との関連でお尋ねしたいんですが、さまざまな事業をされて

おるわけですがけれども、報道によりますと、基山町でははしかの予防接種率が県内で一番悪いと。昨年度、中学1年生が84.7%ということで報道をされております。さまざまな努力はされているわけですが、その原因と、今年度どのようなことをされておるのか、その辺説明ください。

議長（酒井恵明君）

松石議員、今の質問は、この8款2項2目の補正予算とは直接関係ないと思いますので。

（「よかです」と呼ぶ者あり）いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ちょっと私、ここだけをちょっと一言だけ。

おかげで先ほど課長が繰越金1億円と。大体ここに普通なら50,000千円入るところと私は期待しておったんですよ。4分の1の24,000千円しか入っていないわけですね。先ほど後藤議員の質問で、56,000千円が医療費の増嵩分に繰越金に持ってこざるを得なかったということで、これは万やむを得ないと思います。

私は先ほどから資料要求というのは、国保というのは非常に1人当たりの医療費によって多い月、多い年に極端な差があるんですよ。国保財政が非常に維持するのは多くて、しかし、その財源を国保税や医療費を賄うのは国保の加入者、税、国庫負担といろいろありますけど、国民健康保険税というのは相当高額で、もう600千円から超すような人もいらっしゃるような状況で、非常に不安定な財政基盤の上にあっている国保財政のためにも、私、約10年ぶりに財政調整基金が積み立てられたということは非常に喜ばしいことと思います。それで、今後もしできる限りこういうふうにして基金に持つておかないと、単年度で医療費が上がった場合、対応できないということでございます。

そういうことで私が質問ですけど、ことしが国保税を上げて2年目、来年度で3年目、この国保税、今から医療保険制度、いろんな高齢者で変わるとは思いますけど、今後も基山町の国民健康保険税の見直し、改定、私は大体3年に1回ぐらい見直し等をすべきだと思いますけど、この基山町の国保財政については過去10年間何にも手をつけなくて、一気に50%、30%

上がったような異常な国保税の値上げがっております。こういうことでは住民の国保の加入者に不安を与えたいと思いますので、私は、その時代、時代とともに国保税の見直しというのは当然考えていかなければならないし、私は3年間ぐらいで変更すべきと思っておりますけど、担当課長、現在予定されているかどうか知りませんが、介護保険料との関係もあると思っておりますけど、私は3年に1回ぐらいの改定をすべきと思っておりますけど、町長その辺はいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

確かにおっしゃるように、何年前でございましたかね、30%から一気に上げさせていただいた。それは私も非常に苦しい立場でございましたけれども、あえてさせていただいた。そういうことからすれば、やはり常に見直していくべきだろうと。一気に上げるなんてことは、やっぱり負担をかけるということはよろしくないということでございますので、何年に1回というか、そうですね、やはりおっしゃるように、3年に1回ぐらいやっぱり見直すべきなのかなというような気が現在しております。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今御指摘いただいておりますが、確かに3年ぐらいをめぐりに見直しをさせていただかなければならないという基本はあると思います。

ただ、今回の改正の一つの理由は、後期高齢者医療制度というのができまして、その支援金ということもあって、仕組みがちよっと変わっております、御承知のとおり。それで、今入ってきております歳入関係で、それこそ今回、大幅に繰越金が出た理由といたしましては、老人保健拠出金の減と、それと、それにかわります後期高齢者支援金の支出ということと比べてみますと、大幅に5億円の拠出金の割合よりも後期高齢の支出する分が少なかったものもありました。ただ、こういう支出と歳入関係の前期高齢者交付金、こういうのにつきましては、今のところ見込みで請求がなされております。ですから、これがある程度実績が出てくるのが3年目、御承知だと思いますけど、3年目ぐらいに実際のこの制度になって医療費、それから、そういう補助金関係の状況がはっきりしてくるのが3年目以降になると思ってお

りますので、今回は、3年目まではこの状況を見て、できましたら4年目を目標に見直しをさせていただければなどと思っておりますし、ただ今回、政権も変わりました、それこそ後期高齢制度を廃止するという事ならば、またこの国保の仕組みも変わってまいりますし、一説によりますと、例えば県あたりを主体に県事業でしないと国保財政は持たないというような話もちょっと聞いておりますので、どういうふうになるか、それこそ大きく変わる可能性はございますので、そこら辺はちょっとおいておきまして、このままいくということであれば、3年間はちょっと今の状況でいかせていただいて、4年目以降にまた状況によりまして保険料の見直しも当然出てくるのではないかとこのように考えておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、いいですね。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。

11款1項2目、3目。松石議員。

10番（松石信男君）

2目の償還金で過年度分の退職被保険者等療養給付費交付金の返納金と、19,000千円ほど返納するという事で、県の支払基金に返納するという事で説明がありました。それはもう昨年度の結果でしょうけれども、これはどういうことなのか、御説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

この療養給付費交付金と歳入につきましては、国、あるいは支払基金、そういうものから支出がなされて歳入として入ってまいります、これも過年度分の状況を見て、一応概算で入ってまいります。その結果、1年間の療養給付費がある程度確定いたしまして、それによって精算をいたしますので、その分、去年につきましては、退職者の分につきましては余計にいただき過ぎておったと。ですから、結果的に退職医療につきましては予測よりも少なかったということで、この分ちょっと大きい額になりますけれども、返還しなければならないということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

予測より少なかったということですが、この退職者の療養給付費が減ったということではないわけですか。説明ください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これも御承知だと思いますけれども、まず、年度区分が変わっております。退職医療につきましては、条件を満たすのは74歳までずっと退職医療でよかったんですけど、今回につきましては64歳まで、65歳以上になりますともう一般と同じになります。それで、こういう概算の支払いが過去3年間等でどうしても見て支払いがなされます。ただ、過去3年間は当然64歳までの分じゃなくて、通常の74歳までの退職者医療制度の内容である程度はじき出してあって、その分、64歳という区分の部分の参考にされて概算でいただいていたものと思っておりますので、これにつきましては、向こうの支払い方法もやっぱりありまして、うちのほうでこんだけいただきますということではできませんので、そこら辺の概算払いの仕組みがちょっと複雑でございますので、こういう状況が出てくるものと思っております。（「よくわかりません」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。

20ページ、11款3項2目。繰出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第53号議案に対する質疑を終わります。

ここで2時20分まで休憩いたします。

～午後2時9分 休憩～

～ 午後 2 時 20 分 再開 ～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、松石議員の質問で、歳入の 1 款 1 項 1 目のところの答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

大変申しわけございません。私の認識の違いで回答はできておりませんので、改めてさせていただきますと思います。

先ほどの資格証明書の件につきまして、資格証明書の発行件数は今 5 件でございますが、そういう方が新型インフルエンザになった場合につきましては、3 割といいますか、短期証に変えて、その方法ですが、3 割の負担でかかれるような体制ということになっております。これは確かに厚生労働省から通知が来ておりますが、これにつきましては、当初季節性インフルエンザという位置づけをする前には、必ずそういう疑いのある場合は発熱外来を通しまして、限られた医療機関で診療してもらうという条件がございますので、そのときは資格証を持って、資格証でも 3 割負担でいいですよという通知が来ておりました。

しかし、この今のインフルエンザは季節性インフルエンザということになりましたので、発熱外来、いわゆる指定する病院で必ず受けなければならないということではなくて、一般診療所も含めて、病院等でも受けていいですよということで指定がなくなりました。ですから、通常のもう病院にかかるという状態と一緒にございますので、これにつきましては、今までの資格証明書で 10 割負担を一時お願いするという形にしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10 番（松石信男君）

この新型インフルエンザにかかった人には短期保険証というか、保険証を発行しないと。資格証明書の発行で対応ということに変わったわけですか。当初は発熱外来を受ければ、保険証で 3 割自己負担でいいですよというふうになっておったと思うんですけども、それはもうなくなったと。それは新型インフルエンザにかかってもだめですよと。自分で全額払ってくださいというふうに変わったということなんですかね。ちょっと確認させてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

先ほども申し上げましたが、当初のときの新型インフルエンザにつきましては診療機関が限られておりました。東部でいけば東佐賀病院、そこで必ず発熱外来に電話をして、その症状によってそこを受けなさいという指定をされておりました。そういう場合につきましては、当然緊急を要するものですから、資格証明書であっても、通常の保険証とみなして3割負担で結構ですよという指示が、そういうことで対応しなさいということで厚労省から確かに通知は来ております。ところが、今、一般でも受診できるようになって、いわゆる季節性インフルエンザと同じとみなすとなって、それをそのようにしなさいということは来ておりません。そのまま続けなさいということは来ておりません。ですが、私たちの判断によりますと、発熱外来で指定された病院しか3割の特別扱いをしないでいいという判断に立っておりますので、現在は通常のもうインフルエンザということになったということで、そういう認識を持っているところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

いや、国の報道によると、新型インフルエンザに対してはそういうふうに短期保険証を発行しているところがあるんですよ——で対応しているところが。それは後であれしますけどね。だから、当然私はできるものとおったんですが、そのうちに変わったということであれば、それにもう従っていくと。基山で新型インフルエンザにかかっても、独自に自分の金でかかってくださいというふうにすると。するとか、資格証明書で対応してくださいということですから、それはちょっとどうかなと私は思うんですが、実際やっているところもあるわけですから、それはまた後で話をしたいと思うんですけれどもですね。はい、結構です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今、厚労省から通知が来たですか、通達ですか。何が来たんですか。教えてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

申しわけございません。通達でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

通達というのは行政系統に対する事務的処分、要するに、やりなさいという命令なんですね。国民には関係ないんですよ、中央のは。それを町民に知らせる義務があるんです。こういうふうになりますよという、それを基山町はされていない。私は法務局へ行って管理官とけんかしたことがあります。あんた、役人は役割で措置を命ずるんですからね。厚労省が役場に措置を命ずる。いいですか、事務処理なんですよ。ところが、我々にはわからんわけです、国民とかなんかには。こうなっていますよと知らせる義務が私はあると思うんですが、そういうことを例えばどういう形でお知らせになっているか、ちょっと教えてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今回につきましては特にお知らせはいたしておりません。と申しますのは、資格証明書の発行させていただいている分が5件でございますので、その限られたことではありましたが、通常、広報とか、そういう形でのお知らせはいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

次へ行きます。

日程第3 第54号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3．第54号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の41ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、3ページをお開きください。事項別明細書に入ります。よろしゅうご

ございますか。

歳入、2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、6ページ、歳出へ行きます。

4款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第54号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第55号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4．第55号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の44ページ、第1表ございませんか。歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、5款1項1目．繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出、4款2項1目。ございませんか。池田議員。

13番（池田 実君）

最後になりましたのでちょっとお聞きしたいんですが、けさのテレビによりますと、長妻新厚労相が後期高齢者医療を廃止するというふうに明言をされておまして、どういうふうになるかということには何もまだ言及ないんですけれども、そのあたりについて、もし御見解か御意見があればお聞きしたいんですが。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

非常に難しい御質問でございますけれども、まだ全然そういう情報は入ってはおりません。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたが、廃止をしてどういうふうに持っていくかというのがまず一番の考え方だと思っておりますが、今までみたいな老人保健制度みたいに、別は別でまたされるものかですね、それとも全部一体化して一本化されるものか、あるいは社会保険も何か取り組んでみんなとかくされるとか、いろいろあるみたいですので、私たちも非常にそこら辺よくわかっておりませんが、ただ、この後期高齢につきましては、昨年度からまだ1年と半年ぐらいしかたっておりませんが、低所得者に対する軽減の対応がもう非常に変わって、私たち担当でもなかなか戸惑っているところがあります。ですから、どういう形になるかわかりませんが、できればはっきりとしたわかりやすいような制度にしていただければという、これはこちらからのお願いですけど、そういう形になれば一番いいのかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

次へ行きます。

以上で第55号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第56号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5．第56号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案書の47ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について。ございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

補正の最後でありますので質問したいんですが、この議案書というのは、各所掌課から総務課長のところに上がってきて議会へ提出されるんですかね。ちょっと教えてください。

議長（酒井恵明君）

手続ですか。

5番（片山一儀君）

この議案書はですね、各所掌課長から総務課長のところに上がってきてここへ提出されるんですかね。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

そのとおりでございます。

5番（片山一儀君）続

はい、わかりました。

それじゃ、総務課長に質問します。

この補正予算にはそれぞれ提案理由がないんです。私ずっと前から言っている。町道の認定廃止の提案理由が不明確です。必要性がない。この補正予算の提案理由を書くのは大変だと思うんです。何を書くかね。こういう提案理由のない補正予算を出されたら困るんですよ。一番基本的なことなんですよ。基本的なことができていないから、今言った通知及び通達の本質がわかっていない、行政の。だから、いろんなところが混乱するし、返事が権限のない。

例えば、だれがおっしゃったかわからないけど、マン、ヒーメン、インターセックスという区分があります。インターセックスはまだ認められていない。だから、形が変わると、例えば私に女という名前をつけて通りますか。そういうことが平然と行われているんですよ、今、基山の行政は。男には男という看板をつけないといけないし、女には女よ。インターセックスが中性という言葉が正しいかどうかわかりませんが、ちゃんとそれを区分しなきゃいけないのがね、全然これ、あとずうっと行政のやり方に今までここで言っている。基山の行政の手法に。

まさにこの56号議案、ずうっと提案理由言わなかった。最後だから申し上げるんですよ。それが総務課長が、チェックが済んでいないから言葉が違ったり、いろいろするんじゃないですか。行政分掌はそこが一番きちっとしないといけないところなんです。意思をきちっとあらわさなきゃいけない。だから、総務省は分掌規定もつくっているじゃないですか。そこあたり根本を理解されていてわざとしないのか、理解不十分なのか。提案理由がなかったら提案しないことです。あるからされているんだと思うんです。それはちゃんとまとめて、それが全体をとるのか、請負的にやるのかは別として、それを書かなかつたら、行政のすべてが根本から崩れていくんです。そこのところのチェックを、まずこれを書いていないから、どういう提案理由なんだとなぜ聞かれないのか教えてください。

議長（酒井恵明君）

ちょっと片山議員、議長自身がちょっと理解に苦しむんですが、今おっしゃった質問の内容をもうすこしわかりやすく。できたら、もちろん今片山議員も質問の中でおっしゃっているとおり、補正予算、最後の議案だから、最後におっしゃっているんだろうとは、そのあたりはわかりますが、できたら、直接この議案とは私は関係ないと思うんですよ。（「この議案に提案理由がないから私言っているんですよ」と呼ぶ者あり）それは総体的にないのでしょうか。（発言する者あり）それで最後におっしゃったんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それはできたら、これは私が思うんですよ。片山議員はどうお考えか知らないけど、終わって、執行部にそのあたりをわかりやすくアドバイス、助言していただきたいという願いです、私は。

5番（片山一儀君）続

ここでちゃんと公式に記録にとめておいて、私は全協で言わないことをここで言うことがあります。それは、ここではちゃんと記録に残るからです。大事なことなんです。行政の根本事項なんです。だから、基山町の行政自体は、私は河川法の問題が出てきていました。そこあたりきちっと課長が答弁できないのはね、河川法で一級河川はどこをやっているんだ、だから、うちはできないんだ、権限がないとできないことになっているんですから。行政の根本がわかっていないと思うから、私はどこかで一言言わなきゃいけないと思っているんです。だから、それがあいまいとした権限外のことをやったりするんです。疑問を持たないと。ただ、いろんなことで任意団体にお金が行くという話がありました。私はこれはね、国とか見ると、末端で行われているかわからんけど、流れとしてはおかしい話なんです。私的な

ものに公的な公金を使ってはいけないという大原則があります。

そこで、私はこれを課長が答弁できるなら答弁してもらいたいけど、答弁できなければ、これから考えていただきたい、しっかり行政を立て直していただきたい、こう思っております。にとどめるが、答えられれば答えてください。

議長（酒井恵明君）

その思いはよくわかりました。私がわかったっちゃ、執行部がわからんなら何にもならんとですけどね。じゃ総務課長、答弁できるなれば、その範囲で答弁して、今おっしゃったことを念頭に置きながら、今後やってください。お願いします。では、答弁してください。総務課長。

総務課長（大石 実君）

補正予算の件でございますけれども、補正予算等の予算につきましては、成立後に生じた事由に基づき、規定の予定に追加その他の変更を加える必要が生じたときに補正予算を調整し、議会に提出することができるということで218条第1項に載っております。それに基づいて提出をしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

そうであれば、道路の認定のお話で、道路法の何条にあるから出さなきゃいけないというだけの話なんですよ。それじゃだめなんです。なぜこれを出すかが必要なんです。道路の認定廃止はですね、道路法で議会の承認を受けなきゃならないとなっています。だから出すんじゃないんです。この道路がなぜ廃止をするのか、なぜ認定をするかという理由が必要なんです。それが理由なんですよ。そんなことは出すことなかと。補正予算は全部議会通さなきゃいかんことになっているんですから、それだけは出すという話じゃなくて、この補正を組むのは、どういう社会情勢が変わったのか、予算の流れが変わったのか、それが理由じゃないですか。だから、理由がおかしくなっているんですよ。だから、地元説明と道路をなぜつくるかということが説明できないから皆さん納得できないんですよ。理由が明確でないから。その必要性、道路を何のためにつくるのか、予算は何のために出すのか、その理由が明確になる。その理由が必要性ですよ。だから、あっ、そんななっているの、あっ、そうだね、じゃ正しいねで終わりです。そういうことを考えたら、これは全く理由が。そこだから、住民

説明しても、必要性がないから住民の方が怒るんです。手順が違うから怒るんです。ですから、提案理由を出さなきゃいけないからと出すのが提案理由じゃないですよ。今、認定とか書いてありますね。両方同じように出すよと書いてあるから出しているんです。そうじゃない。その認定、廃止をする。この予算がなぜこの議会に出さなきゃいけないか。出せと言われたから出す。消極対応じゃないですか。使命感の欠如ですよ。おれは、ここはこういう必要性があってこの予算を出している、それが提案理由じゃないですか。もっと認識をしてくださいよ。

答弁ありません。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

施行令によりまして、第147条により様式が決まっておりますので、その様式に基づいて提案をしておりますので、問題ないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

様式の話は、それは執行部で様式を決めるんですよ。

議長（酒井恵明君）

3回目ですので、含めて質問してくださいね。

5番（片山一儀君）続

はい。

決めるんですよ。私が言っているのは、提案理由を言っているんですよ。様式とかなんとか言っている話じゃないんですよ。一番こういうことは、これは計画をみずからつくらないから、分掌、基山よりか少ないと私は思っています。計画をみずから、鉛筆なめたら、もっと起案能力があって、この提案理由がきちっとできるようになるんですよ。これは回答を求めても私はだめだと思っておりますので、御了承ください。それから、気をつけてくださいという話です。

議長（酒井恵明君）

議案書の49ページをお開きください。（「議長、済みません」と呼ぶ者あり）後藤議員。

3番（後藤信八君）

これは議会は自由な討論の場ということで認識して申し上げますけれども、今の同僚議員がそこまでこだわる理由が私にはわかりません。この予算を変更する、予算の金額が変わるから補正しますということですね。その説明書はこれだけたくさんついているわけですよ、全部。これが理由でしょう。このために予算が変わりますと、それをはっきり言ったらいいんじゃないですか。それを、さらにこれを理由をつけてといたら、この款項別変わったのを全部書くんですか。そういうことは不可能でしょう。だから、様式とかいうことじゃなくて、金額が変わるから補正しますという、あえて提案理由をつくるんだったら、その1項目があつて、それだけのことじゃないですか。それ以上のことを何か求めるとするのは、私はちょっと町の方がきちっと毅然とそのことを答えないと、全部今から提案理由をつくるんだったら、款項別の今の何百項目の提案理由を全部書くんですか。不可能でしょう。はっきり答えてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

それこそ片山議員がおっしゃったような、そこまでの認識は私も実はもう持ち合わせておりませんでした。しかしながら、冒頭にといいますか、初日に提案理由の趣旨説明を私もさせていただきますまして、それによりますと、何号議案、今、後藤議員おっしゃったように、金額がこれこれになりますと。あと補足説明は課長がいたしますということで課長がるる補足説明をしたと。そしてあと議案審議ということでございますので、その辺のところは私も提案理由だというふうに考えておりました。そこで、本当に提案理由ということであれば、一つ一つやっぱり上げていかなきゃいかん部分だろうというふうに、このいわゆる補正予算についてはやっぱりそういうことじゃないかなと。その町道の認定、廃止、これはまた別問題かもわかりませんが、補正予算については私は今そういうふうなことを思っております。

議長（酒井恵明君）

何かほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

じゃ進めます。

第2表 地方債補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、6款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

7款1項1目．繰越金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目．地方債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。1款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第56号議案に対する質疑を終わります。

日程第6～10 第57号議案～第61号議案

議長（酒井恵明君）

日程第6．第57号議案 平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7．第58号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8．第59号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9．第60号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10．第61号議案 平成20年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する総括質疑を行います。20年度決算に対する総括質疑の通告はございませんでしたので、質疑のすべてをこれにて終結いたします。

ただいまから各委員会への付託表を配付しますので、しばらくの間お待ちください。

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会、基山小学校改築特別委員会に付託と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後2時50分 散会～